

マイナンバーシンポジウム  
in 長崎  
【議事録】

開催日時：平成24年6月8日（金）

開場 12：30

開会 13：30

終了 16：15

会場 長崎歴史文化博物館 1F「ホール」

司会：皆様、本日はお忙しい中、ご来場いただきましてまことにありがとうございます。只今より「マイナンバーシンポジウムin長崎」を開催いたします。

本シンポジウムは、番号制度創設推進本部の主催、長崎県、長崎新聞社の共催、そして全国地方新聞社連合会の後援により開催いたします。

このシンポジウムでは、政府から番号制度についてお話しするだけでなく、国民の皆様と政府との直接対話を通じて国民の皆様方の意見を伺い、番号制度作りに生かしていくことを目的に開催いたします。本日は、皆様とともに番号制度に関する理解を深めてまいりたいと思います。

申し遅れましたが、私は本日司会を務めさせていただきます西と申します。よろしく願いいたします。

それでは、本日のシンポジウムの主催者を代表いたしまして、番号制度創設推進本部事務局長、峰崎直樹内閣官房参与からご挨拶を申し上げます。

#### (1) 主催者挨拶

峰崎：皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました、番号制度創設推進本部事務局長をやっております内閣官房参与の峰崎直樹でございます。

本日は、大変お忙しい中をこうしてマイナンバーシンポジウムにご参加をいただきまして、本当にありがとうございました。

この番号制度というのは、歴史をたどってまいりますと、本当に古くて、1960年代終わりに、佐藤内閣の時代にも行政側が番号制を入れようということから始まり、その後、グリーンカード制度という、一度は法案が国会を通ったのですが、それが残念ながら撤回されたという経過がございました。この間、私ども政権交代をいたしまして、公平、公正な世の中を作っていこうではないか、きめ細やかな社会保障の仕組みを作っていこう、番号制度というのは先進国でもどこでも適用されている、ぜひこれを導入していこうということで、私どもは税制改革大綱や、あるいは社会保障・税一体改革という中で、この番号をしっかりと位置づけて、国民の皆さん方に番号の愛称を募集したりして、今回、マイナンバー法案を今年の2月14日に提出させていただきました。

今は社会保障・税一体改革で消費税の引き上げ、あるいは社会保障の改革の中身が大きな焦点になっていますが、実は、同時に決定したのは番号制度を入

れようということでございましたので、これも本来であれば、ぜひ一緒に今度の審議の中に入って議論されてしかるべきだったと思います。残念ながら別の委員会に今付託をされておりました、まだこれが議論されるところに至っておりません。

その意味で、法案を提出していながら、なぜ今ごろ国民の声を聞くのだ。意見を言ったって意味がないではないかというご指摘をよく受けるのですが、実はこれから国会の審議に入ってまいります。私たちとしてはベストなものを出していると思っておりますが、各党によってはいろいろな意見がございます。また、シンポジウム等で様々な意見も聞いておりますので、こうしたご意見をぜひこれからの国会審議の中にも活かしていきたいと思っておりますし、さらには、法律が通っても、当然のことながら、法に基づいた政令などに落とし込まなければいけません。そのときにも、当然今日、皆さん方が様々な角度から出されている、後でパネルディスカッションの中から出された意見などもしっかり受けとめて、私たちはそれを前に進めようと思っておりますのでございます。

社会保障と税、さらには、3・11、去年のあの震災のときに番号があればねとおっしゃったのが東北の被災地の方々でございました。特に奥山仙台市長には、私は直接お会いをいたしました。奥山市長は、この番号制度は災害時にも活用できる。ぜひ使わなければ損だ、だめだということをおっしゃられたわけでございます。ぜひ今日も真摯なご討議をお願いし、また、皆さん方の疑問や、あるいは様々な角度からのご提言などもいただいて、よりすばらしいものにしていくために、これから私たちは努力をしていきたいと思っております。

後ほど中村室長から、どういう中身なのかについてはお話をさせていただきたいと思っております。ぜひこれを我々も、これから生きていくための、これから様々な分野で社会保障や税の公平性を追求したり、あるいは先ほど申し上げたように、社会保障が本当に丁寧に国民の皆さんに浸透していくためにも、この番号制度は不可欠だという立場で私どもは今日こうして開催させていただきました。いろいろな角度からのご批判やご指摘を伺いながら、最後まで皆さん方の熱心なご議論を期待いたしまして、主催者を代表しての一言ご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会：峰崎内閣官房参与でした。

それでは続きまして、田中桂之助長崎県副知事からご挨拶を申し上げます。

田中桂之助：皆様、こんにちは。副知事の田中と申します。

今日はマイナンバーシンポジウムin長崎ということで、政府、それからパネラーの先生方に長崎においでをいただきまして、開催をしていただきますことに改めて御礼申し上げます。大橋先生を初め、あるいは皆様方、遠路長崎までおいでいただきまして、本当にありがとうございます。

既に現在もそうであろうかと思いますが、かつてないような少子化、高齢化を迎える我が国全体、もちろん長崎もそうでありますけれども、そういった地域でこれから大きく国民の皆さんの関心と期待が寄せられておるのは、これからの社会保障の制度をどうやって充実し、発展させていくのかということだと思います。それに関連をしまして、その負担の問題、あるいは財政との関連、全体を通して、国民の皆様から信頼をされて、なおかつ、期待にこたえられるようなこれからの社会保障、税の国民負担のあり方をどう考えるか。非常に大きな問題である、また大切な問題であると思います。

そうした中で、その一つの下支えをするのは、そういった制度をどうやって効率的に、また、しっかりした実務的な仕組みでこれを実行していくのかといった中で、先ほど峰崎参与からお話がありましたマイナンバーという制度が今回法案が出されたということでございます。お話を伺いますと、決して新しい制度ではなくて、かねてからの経過があつてのものだという只今の峰崎参与のお話でございましたけれども、国民一人一人に番号を振って、社会保障、あるいは税、様々な社会制度に役立てようということでございますから、間違いなく新しい社会制度の一つではあると思います。

当然そういうことになれば、個人情報の問題であるとか、あるいはどのような活用の仕方をするのかとか、いろいろなご議論があらうかと思えます。大事なことは、そういったこと全体を通じて、国民の皆さんにこの制度を信頼していただく、国民の皆さんの利益にこたえる制度にするということではないかと思えます。そういったことについて、今日はパネラーの皆様、会場の皆様、いろいろな議論が交わされると思えますので、ぜひ有意義なシンポジウムにして

いただければということで期待を申し上げたいと思います。

この歴史文化博物館、長崎の海外との交流をテーマに開設した博物館でございます。長崎というのは、かねてから西に向かって発展してきた地域でございます。長崎県のこれまでの歴史、文化を一堂に紹介しておる施設でございますので、シンポジウムの後、お時間もあられたら、ぜひご覧いただきたいと思っております。

そしてまた、余談でありますけれども、海外との交流という意味では、今年の2月に長崎と上海の間を船で結ぶという上海航路が就航をいたしました。今ドック入りをして、7月の末に向けて改修工事を行っておりますけれども、これは長崎と言わず、上海と日本の間を結ぶ新しい大事なルートになるものだと思っておりますので、7月の末に再び就航いたしましたならば、今日おいでの皆様方も、またの機会にはぜひこの上海航路もご利用いただいて、上海までの旅をお楽しみいただければと思います。

せっかくの機会でございますので、長崎の魅力を味わっていただき、そしてまた、今日は意義あるシンポジウムになりますことをご期待申し上げまして、御礼のご挨拶にさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

司会：田中長崎県副知事でした。田中副知事は公務のために退席をされますが、峰崎参与は引き続きこの後のシンポジウムに参加いたします。

それでは、本日のシンポジウムのプログラムをご紹介します。

初めに、この後15分間の政府からご説明を行います。その後、30分間の特別講演を行いまして、10分間の休憩時間とさせていただきます。休憩終了後、第2部のパネルディスカッションを行います。また、パネルディスカッション終了後は、ご来場の皆様との質疑応答・意見交換（「国民対話」）に入らせていただきます。また、本日のシンポジウム、終了時間は16時を予定しております。どうぞ皆様、最後までお付き合いくださいますようお願いいたします。

それでは、お待たせいたしました。番号制度創設推進に当たり、政府からのご説明を内閣官房社会保障改革担当室、中村秀一室長よりさせていただきます。

## (2) 政府説明

中村：皆様、こんにちは。内閣官房社会保障改革担当室、室長の中村でございます。

お手元にこの資料が配られていると思いますが、スライドのコピーでございますので、まずよろしければスライドのほうを見ながらご説明させていただきたいと思います。

マイナンバー、社会保障・税番号制度についてでございます。

参与からお話し申し上げましたとおり、2月14日に法案が国会に提出されております。最初に番号制度の導入趣旨ということが書いてございます。私たちは、これは国民の皆さんにとって便利な利便性の高い公平、公正な社会を実現するためのインフラ、社会基盤であると思っております。番号制度は、行政の各分野に様々な個人の方の情報が、ご承知のとおり、いろいろなところにある情報がございまして、それが同じ方の情報であるということを確認を行うための基盤であると考えられます。社会保障、税、参与からお話がありました3・11以後、防災の分野で使っていこうと考えています。

効果ですが、まず、より正確な、例えばその方の所得が把握できる。そうしますと、給付と負担の公平化につながりますし、今、国会では社会保障と税の一体改革について議論をしております。その際、例えば低所得の方など、本当に手を差し伸べるべき方を見つけることが可能になるのではないかと。

言うまでもなく、大災害時における積極的な支援への活用、社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる。今、国では予算の半分以上が社会保障なのです。長崎県や長崎の各市町村の行政のお仕事の中でも社会保障は非常に大きい。それから、国、自治体を運営していくときに税収は大事であります。そういったところの仕事の効率化が図られる。それから、ITを活用することによって、今いろいろな書類を住民の方には出していただく、添付書類だとかそういうものが要らなくなるなど、便利になるということ。それから、行政機関からその方その方に合った情報を積極的にお知らせすることができる。プッシュ型の行政サービスを行うことができる。こんなことをねらいとして考えております。

実現すべき社会としては、より公平・公正、社会保障がきめ細やかに、かつ

的確に行われる、無駄や行政に過誤のないこと、国民の皆さんにとって利便性の高い、そして国民の権利を守って、国民の皆さんが自分の情報をコントロールできる社会を実現したいと考えております。

制度の仕組みですが、まず番号を持っていただかなければなりません。それから、あちらこちらにある情報をつなぎ合わせる必要がありますので、情報連携が課題になります。

それから、その番号が本当にその方であるかという本人確認が大事になるということです。番号は人と同じ番号ではいけません。それから、番号を持っていない人がいるのも困りますので、皆さんにそれぞれ唯一の番号を持っていただくということになります。

情報連携は、情報提供ネットワークシステムという、いわば場所を作って、そこでつなぎ合わせることができる。そこ以外ではつなぎ合わせをしないということをしてしすし、自分が自分であることを証明するための仕組みを作ることが政府の仕組みになります。

経過につきましては、2009年12月から政府で検討が始まりまして、特に去年を見ていただきますと、基本方針を作ったり、要綱を作ったり、大綱を作ったり、そのたびそのたびにいろいろなところで、こういうものを作ったということでご意見をいただいたりしながら作業を進めてまいりまして、今年1月6日に社会保障・税一体改革案を政府・与党の本部で決定したわけではありますが、そこにマイナンバー法案の内容も入っている。2月14日にマイナンバー法案、関係法律の整備法案を閣議決定し、国会に提出しているという状況になります。関連法案は3本の法律から成り立っております。

「マイナンバー法案」、正式な名前は大変難しく、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」になっております。

法律の目的が第1条に書いてありまして、効率的な情報の管理、利用及び迅速な情報の授受ということがあります。それから、手続を簡素化にして国民の皆さんの負担を軽減する。それから、個人情報確保されなければなりませんので、個人情報の適切な取り扱いの確保をしていくことが内容になっております。

それから、マイナンバーの基本でございますけれども、赤いところが重点で、

基本的な考え方が書いてあります。まず行政が効率化し、国民の皆さんが便利になる。それから、社会保障や税などの給付と負担の適切な関係を維持する。それから、皆様から出していただいた情報については、同じ情報の提供を何度も求めない。1カ所に1つ出していただければ、もうそれから後は済むようにしたいということも考えておりますし、個人情報法令に定められた範囲を超えて利用されたり、漏えいすることがないように、管理の適正を確保することが内容になっております。

では、個人番号についてであります。個人番号をおつけするのは、市町村長さんが皆さんにマイナンバーを指定して、書面により通知することになっております。市町村長さんが番号を決めるのに、先ほど申し上げましたように、全国1億2,000万人を超える皆さんに一つ一つ違う番号をおつけしなければなりませんので、この番号を作る仕事を地方公共団体情報システム機構という機構を作りまして、そこで市町村長さんが指定する番号を作るという形になっております。自分の番号が指定されたら、その番号を変えることができないのか。基本的には変えることができませんけれども、その番号が、例えば漏れてしまっという一定の要件に該当した場合のみ変更可能ということになっております。

それでは、個人番号、マイナンバーのいろいろな責務が義務づけられております。まず番号については管理を適切にしなければならないという義務づけがございますし、本人確認、例えばマイナンバーの提供を受けるときに、個人番号カードを見せてくださいなど、本人確認をしていただく。それから、法律に定める場合を除いて、マイナンバーの提供を求めてはいけないということが決められております。

こういう番号を使って具体的に何ができるのかということがございます。去年の6月に政府・与党の検討本部で決めました社会保障・税番号大綱に基づいて法律なども作られているわけですが、画面をご覧くださいお分かりのとおり、大綱では、見出しだけ申し上げますと、よりきめ細やかな社会保障給付の実現ですとか、所得把握の精度を向上させる、災害時の活用、自己の情報の入手やお知らせなど、情報の提供に係ること、事務・手続の簡素化、負担の軽減に関すること、医療・介護などのサービスの質が向上できる。こういうような

ことが書かれておりますし、マイナンバーを使える分野は法律できちんと定められております。

これは別表1というところで定められておりますが、書いてございますように、社会保障の分野、税の分野、防災の分野に分かれております。社会保障は、年金、労働、福祉・医療、この中には介護も入っております。その他の分野が含まれる形になります。また、これらに類する事務であって、地方公共団体が条例で定めていただければ、その事務にも使われるという形になっております。

マイナンバーは便利かもしれませんが、非常に不安もある。例えば、成りすましが起こるのではないかと、国家管理があるのではないかと、意図しない個人の情報の名寄せ、突き合わせ、追跡などがされるのではないかと。様々なご懸念がありますし、住民基本台帳ネットワークシステムの際にも訴訟も起こったりしております。そういったことも踏まえて、きちんとしていかなければならない。そのための対策として制度上の保護措置を講じておりますし、また、システム上の安全措置も講じております。

制度上の措置はこの後スライドで出てきますので、システムのことについて申し上げますと、さっき申し上げましたけれども、情報がいろいろな場所にあります。その情報を1カ所に集めるのではないのです。それぞれの場所に置いておくという分散管理をします。それから、番号を用いてその情報のひもづけをしますが、番号が一つ漏れてしまうと、全部の情報が出てしまうことがあってはいけませんので、つなぎ合わせるときも、番号を直接用いませんで、さらに番号から作った符号を用いてひもづけする。たくさん分散管理しておいて、管理されているところどころにそれぞれの符号を持って、符号同士で意味づけるということをいたします。それから、アクセスできる人を制限・管理する。情報の通信の暗号化をする。そんなようなことによって、システム的にも万全のシステムを組みたいと思っております。

制度的にはどういうことをするかということになるわけでありましてけれども、まず第三者機関を作ります。個人番号情報保護委員会というのは第三者機関です。そこが指針を作成し、公表し、適切に管理するための指針を作ります。それから、行政機関が番号を使いますが、行政機関が、例えばこういうことをしようと思った場合、それがどれだけリスクがあるのか、危ないことがないか

という、いわばアセスメント、情報漏えい等の発生の危険性、提供についてのアセスメントをします。特定個人情報保護評価と言います。それから、法律に定められている場合を除きまして、個人情報の収集・保管、個人情報ファイルの作成を禁止するようなことをします。先ほど申し上げました情報をつなぎ合わせるのは、その場でしかやってはいけないということが書かれておりますが、ここに書いてありますように、情報提供ネットワークシステムを使用して行う場合などを除いて、特定個人情報の提供を禁止するなど、そういう措置を講じています。

他方、情報提供ネットワークでひもづけもできなければなりませんので、そのネットワークシステムから求められた場合には、特定個人情報を提供する義務もございします。それから、情報を提供した記録は保存しておいて、誰が、どういう記録を提供したか、後で検証できるようにしておりますし、当然こういう事務に従事する者に対しては秘密保持義務を作ったりいたしております。それから、第三者への目的外の提供を禁止するなど、様々な保護措置を講ずることとしております。

これはシステムのイメージでございします。時間の関係で後ほどご覧いただきたいと思ひます。

個人皆さんにはマイ・ポータルというインターネット上で自分の記録を確認できるシステムを作ろうとしております。自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したか等を確認することができる機能、それから自分の個人情報を表示し確認できる機能、行政手続機関などへの手続を一度で済ませる機能、一人ひとりに見合った行政機関などからのお知らせを表示する機能、こういったものがマイ・ポータルでできるようにしようと考えております。

本人の確認は、今考えておりますのは、個人番号カードを持っていただき、写真などがついていて、これで確認できるということを検討いたしております。

先ほど言った特定個人情報アセスメントの説明がございします。個人番号情報保護委員会という政府から独立した第三者機関を作り、そこで特定個人情報の取り扱いの監視・監督をしたり、指針を作ったり、そういったことをする第三者機関を作り、政府をいわば外から監視するようになりたいと考えております。その組織や業務については19番のスライドにあるとおりです。

それから、必要な罰則、ルール違反したような場合については、処罰する罰則規定もこの法律で作られております。

今までマイナンバーということで個人番号についてご説明しましたが、法人についても番号がつけられます。こちらは市町村ではなくて国税庁が所管することになっております。

それから、番号はもちろん様々な可能性があります。こういう番号制度ができましたら、ここに書いてございますように、制度改革の幅も広げ、これまでできなかった機能もできるようなもの、この点については、もし時間があれば、パネルディスカッションのときにご紹介をしたいと思います。

しかし、限界もございます。あらゆる方の所得が全部把握できるかということ、そういうこともございませぬし、バックアップ体制をとらなければならないとか、原則として皆さん全員参加していただかなければならない。そういう留意点がございます。

スケジュールです。今、国会に法案を提出しておりますが、もし法律が通りましたら、来年前半に第三者機関をまず設置し、いろいろ第三者機関で仕事もしていただこうと思っております。2014年の秋に番号を交付いたします。2015年1月以降、社会保障、税、防災などの分野で可能な範囲で利用を開始する。2016年1月以降、情報提供ネットワークシステム、マイ・ポータルを運用したいと思っております。法律の施行後5年を目途に、また実施状況を検討して、今後の見直しも考えていきたいと思っております。これがスケジュールでございます。

なお、今ここで法律を出しておりますが、医療などの分野で特にデリケートな取り扱いが求められる情報については、厚生労働省で別の法律を来年、2013年に国会に提出し、医療情報等について取り扱いに問題がないようにしていきたいという検討がなされております。

本日ここで実施しておりますようなシンポジウムは、昨年の5月から今年の年末にかけて、47都道府県で実施させていただくということで、本日、長崎に私ども参らせていただいて、このようなご説明をさせていただいたところでございます。

以上、私からの説明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

司会：中村室長でした。

それでは、お待たせいたしました。中央大学総合政策学部、大学院総合政策研究科教授でいらっしゃいます大橋正和様より、特別講演を行っていただきたいと思います。それでは、大橋様、よろしく願いいたします。

### (3) 特別講演

大橋：只今ご紹介にあずかりました中央大学の大橋でございます。私は技術の人間なものですから、主に技術的な視点からお話をさせていただきたいと思っております。

今日は、一つは、安心・安全の考え方がいろいろ今変わりつつあるという話をちょっとだけします。それは、時代が大きく変わりつつあるときに、どういうふうな考え方をしていくのか。これは、皆さん、日本では余り聞いたことがないのかもしれないと思いますので、ちょっとさせていただきます。それから、私は従来からいろいろ認証関連のほか、いろいろなプロジェクトをやってきておりますので、その話をしたほうが早いかと思いましたので、その話をさせていただいて、最後に海外の事例を幾つか、海外の動向をお話しして、最後にまとめをさせていただければと思います。

まず、これは産業構造の変化でございます、1960年代から2000年までの第1次産業から第3次産業の変化です。実は、現在は先進国のほとんどは第3次産業70%以上、しかも、アメリカ、イギリスに至っては80%以上が第3次産業。ということは、社会の構造そのものが大きく変わっていると考えていただければと思います。特に第3次産業は人と人の接触がメインの仕事でございますので、そこら辺で情報のやりとりだとか、あるいはコミュニケーションのあり方だとか、そういうのが21世紀になって大きく変わりつつある。残念ながら日本は、社会のシステムの仕組みがまだこれに追いついていないところがたくさんある。

それから、リースマンという人がいまして、これは『孤独な群衆』というのを1950年に書いたのです。実は社会科学の本を書かれたのですが、リースマンが非常に面白いことを言っています、リースマンは時代を3つに分けた

のです。1950年に書かれたので60年前の本でございますけれども、農業社会、これは伝統指向型で「恥」がキーワードです。それから工業化社会、これは内部指向型で「罪」がキーワードです。それに対して脱工業化社会。リースマンが言っているのは消費社会のことなのです。実際には、消費が20世紀後半の非常に重要な役割を果たしたのですが、それは工業製品が流通するのが消費社会と皆さん勘違いされている。そうではなくて、サービス消費だとかそういうものも含めて、第3次産業中心が主力になったところが脱工業化社会とリースマンは定義をしている。そのときには他人指向型というので、このときのキーワードは「不安」である。要するに、他人が自分をどう思っているかとか、そういうことを非常に気にするのだということでございます。

今、実は大学でもSNSだとかフェイスブックだとかそういうのが非常にはやっております、ほとんど全部の学生がやっております。いわゆるソーシャルメディアといいます、それは、実は時代背景が非常に関係していることをちょっと頭の中に入れておいていただければ。今日は余り詳しくお話ししません。

それから、ベネディクト・アンダーソンという人がおまして、これは想像の共同体ということを書いたのです。「国家」や「民族」はどういう概念かといいますと、19世紀の後半ぐらいからマスコミだとかそういうところで作られた想像の共同体なのだ。一人ひとりが全部意識しているわけではないのだということ、ベネディクト・アンダーソンは言いました。

それからボードリアールは、消費の構造だとかそういう研究を盛んにしまして、非常におもしろい研究をして、残念ながら2005年に亡くなりましたけれどもね。

これら先人の成果を踏まえまして、自由と安全の考え方がどういうふうに違うかというのをちょっとだけお話しします。話していると、半年分ぐらいの大学院の授業になってしまいますのであれですが、アメリカは、自由が自律性と結びついているので、自律するには財産が必要だと。富を蓄積すれば独立できるようになって、人は自主独立し、他者から隔絶することによって自由になる。要するに、富は排他性をもたらして、その排他性が安全をもたらすという考え方なのです。これはどういうところにあらわれているかという、まずキーロツ

クのあるマンションです。そういうふうなところで隔絶をして暮らすのが安全なのだ。

それに対してヨーロッパは、自由とはむしろ帰属することであるということ、他者と交わることによって安全性を確保するという考え方なのです。これは包括性ということがありますが、安全性をもたらすのだ。要するに、排他性の対極にあるようなものがむしろ安全をもたらす。ですから、日本でも地方に行きますと、あけっ放しで、要するに歩いていても、むしろほかの人が入ってくると目立つわけです。これは今でも日本でもいろいろな建築家の人たちがトライアルをしております、ほかの部屋から見えるようにする。それによって安全性を保つというトライアルを今しています。これは韓国でもヨーロッパでも今盛んにそういうふうなことをやっている。ですから、イタリアだとかそういう国では、余りかぎをかけずに、近所づき合いをすることによって安全性を保つ。そういうような考え方が対極としてあります。自由と安全の考え方にもいろいろな考え方があるというのを認識していただきたい。

ジェレミー・リフキンという人が『ヨーロッパ・ドリーム』という本を書いたのですけれども、これは2008年でした。これはこの前残念ながら亡くなりましたけれども、盧武鉉という自殺された韓国の大統領ですけれども、座右の銘が二つだけある。書が二つありまして、そのうちの1冊がこれです。彼は韓国の社会をヨーロッパ風の包括性に満ちた社会にしたかった。それが第3次産業が主要になるようなところでは非常に大事なのだということを言っています。

今まで話しましたことを頭の中にとどめておいていただいて、私がやったプロジェクトを簡単に、2000年以降、21世紀になってからですが、これは、実はインターネット・データセンターです。2000年に作ったスライドです。今でも基本的には、日本ではこれは変わっておりません。残念ながら、アメリカはもう根本的にデータセンターの中身が違ってありまして、今はCPUが5万台以上あるような巨大なメガセンターというのですが、それが2005年ぐらいから出てまいりまして、それが全米にたくさんございます。それが実はクラウドのベースになっているのです。日本人は残念ながらそれに相当するようなものを行っている。ほとんどが実は無人で動いております。

これは2000年に実施しましたメトロポリタン・エリア・ネットワークというプロジェクトですが、これは、先ほど言った孤立したデータセンターを、がちがちに作るのではなくて、お互いに連携をして、要するに安全なデータセンターを作る。これは、ただ何かあったときにはお互いにバックアップする。実は、アメリカのデータセンターはこういうふうになっておりまして、会社が違って、複数の回線でお互いに結んでおります。ですから、インターネットの例だと、アメリカはインターネットといっても、データセンターを結んであるものは二つあるのです。ですから、外国からサイバー攻撃だとかそういうのがあっても、アメリカのデータセンターは絶対落ちません。日本は、すべてがインターネットをベースになっておりますので、残念ながらこういうふうな形になっておりません。

あともう一つ、皆さん、電子文書がありますけれども、その原本性の証明をするのにどうしたらいいか。これは学生に問うてもなかなか知らないのです。実は2000年から、タイムスタンプというのがございまして、電子署名をするのは皆さんよくご存じだと思うのですが、時刻認証をする概念は、残念ながら日本では余り普及しておりません。ところが、アメリカは1992年からこれを義務づけております。これは特許のやり方が先発明主義なものですから、先に発明したほうが勝ちというので、バイオだとか、あるいはデザインだとか、そういうものに対してタイムスタンプをデータの上で押しておいて、そのときに原本性の証明ができるようにしておいて、権利を主張する考え方なのです。それから、重要な取引文書にはタイムスタンプを押します。

それから、ドイツでは1997年に電子署名法というのができたのですが、その中に電子署名したときにタイムスタンプを必ず押すことになっています。それはなぜかという、電子署名は時間が短いのです。長くても1年ぐらいが多いです。短いと1週間ぐらい。それをドイツは、原本性の証明をした文書については30年間、国家が保障をいたします。ですから、例えば業者がやっても、業者が退室したときに、データをすべて、郵電規制庁というのがあるのですが、そのデータセンターで退室した作業者のデータを扱います。そして、7年ごとに、今は実はもうちょっと短いほうがいいといっているのですが、ラッピングをして30年間もたせることを既にしております。これは1997年からそういう

ような形で実行しております、それによって、ドイツは非常にセキュリティの強度が高いプラットフォームを持っております。ですから、ドイツにしてみると、EUの中でも特別高い技術を持っていますので、実はUSポータルというアメリカの郵便局の電子内容証明のサービスがあるのですが、これはドイツの技術で動いております。

ですから、そういう意味では、そういうような原本性の証明をどうしたらいいか。デジタルは比較的改ざんが容易なのです。それから、時刻が非常にまちまちでずれておりますので、それをどうしたらいいのか。これは、皆さん、インターネットで株の取引をした方がいらっしゃると思うのですが、1998年にアメリカのSECというところはUTCルールというのを作ったのです。これは自主ルールでございまして、すべてのコンピューターと取引に使用する機器は、アメリカ標準時に3秒以内にそろっていなければいけないということがあります。最初は1秒にしようかという話があったのですが、私も実は意見を言えというので、1秒はちょっと厳しいな。これはネットの遅延も含めて3秒。それにそろえなさい。もし違反していた場合は、多額な賠償金を裁判で取られることとなります。もう幾つか事例があるのですが、この3秒以内にそろっていなければいけないというのは大変なルールでございまして、実は、日本はアジアの標準時を動かしているのですが、残念ながら上海だとかシンガポールだとか香港だとか韓国の取引場、あるいはアメリカと取引しているものは、すべてアメリカ標準時で動いております。ですから、そういう意味では、ネットワークの上ではそういうような状況に既になっております。

もう1つあります。これはウェブサービスズという、英語で言うと、ウェブサービスは複数ですが、ウェブサービスという技術がございまして。これは2000年ぐらいから出てきまして、いろいろなものを、マッシュアップというのですが、ウェブ2.0という言葉が技術方は聞いたことがあるかもしれません。例えばグーグルの地図の上に何か別の情報を、マッシュアップというのですが、一緒にアップして、それによって2つのサイトをあわせることによって非常に便利な見方ができる。実は、東日本大震災のときに、ウェブサイトの中で一番利用されたのはこの方式ですぐ立ち上げたものです。そういう意味ではそういうような技術、2つのサイトを1つにあわせて見せる技術です。

それがウェブサービスの1つのやり方ですが、アメリカでは2000年ぐらいからいろいろなところに応用されています。例えばデルという会社がございますが、デルは工場を持っていないのです。そうすると、各工場に委託をするのですが、1週間に一遍値段が変わります。それをウェブサービスの仕組みを使って、各会社の情報システムとデルの情報システムとうまく結ぶことによって、実はシステムが成り立っております。そうしますと、セキュリティの関係で、相手方のセキュリティとこちらのセキュリティの基準が違ったらいろいろなことが起きる。それを克服するためにウェブサービスという分散型の技術が出てくる。

これは2003年に総務省から援助をいただいて大規模な実証実験をいたしました。これは今で言うと、クラウドの実験ですけれども、東京にあります2つの大きなデータセンターを結びまして、複数の大学、C大学と書いてありますが、MITなのです。A大学は青山学院大学、Bは上智大学です。企業Aは富士総合研究所です。今はみずほ総研ですが、それからD大学は私どもの中央大学で、あと公的研究所は航空宇宙技術研究所でございます。それを結んで、今で言うとレイヤー別のクラウド。これはまだ残念ながら実現していませんが、その実証実験を2003年にやっております。

このときに実は一番困ったのは、認証の仕組みが全部ばらばらなのです。クラウドの上では複数の場所でいろいろなデータを置いたり、あるいはCPUを動かしたりしますので、認証の方法が非常に問題になります。では、一つの番号でやればいいのかというと、そう簡単なものではなく、いろいろな複数の認証のシステムをつなぎ合わせることによってしないと、なかなかできません。特にMITだとか外国が入りますと、もっと複雑になります。実は航空宇宙技術研究所の裏にナショナルグリッドというのがございまして、例えば青山学院大学で内燃機関の燃焼の実験をしますと、航空宇宙技術研究所も実験をいたします。二つの実験を比べながら、それをクラウドの上でナレッジ・マネジメント・システムで評価しまして、MITが監視するという仕組みを実証いたしました。

そのときに、単純にクラウドがあればいいというのではなく利用するには様々なレイヤー別に考えなければいけないということです。これは後で認証のときに非常に問題になりますので、ちょっと頭の中に入れておいてください。

これは2006年に実は分散認証実験をいたしました。これは私どもの大学の学生の証明書です。例えば在学証明書だとか、そういうものをセブン・イレブンのプリンターで出すという実験でございます。これは認証ローミングといまして、個人のアイデンティティを認証する仕組みの上に拡張プロトコルという仕組みを乗せまして、それをセブン・イレブンのCA、サーティフィケーションオーソリティというのですが、それと私どものCAと裏側で連携することによって、スムーズに在学証明書を出すような仕組みの実験をいたしました。

このときにいろいろ問題になったことは幾つかございます。一つは、本人認証を片側から一々自分の名前だとかそういうのを入れなくても大丈夫だということと、これは認証強度は、例えば住民票だとかそのレベルでやっても大丈夫なように、プリンターの中に地紋印刷、セブン・イレブンのプリンターの中に入ったらただ白紙でございますが、バックに地紋印刷と申しまして、薄いブルーで文字が書いてあるのです。それを印刷して、その上に在学証明書が印刷されます。そうしますと、コピーしようとする、コピー不可という文字が出てまいります。ですから、それは安全に原本性が証明できるという仕組みでございます。これは今はかなりあちこちで実用化をしていますが、分散型認証ローミングの実験は、このとき世界で初めていたしました。

それから、先ほどから問題になっていきますクラウドのセキュリティの話ですが、安全利用には様々な問題があります。それから、パブリックとプライベートの境界の問題、もう一つはアイデンティティ基盤をどういうふうにするのかという問題がいろいろあります。それからデジタル・フォレンジックといまして、物理的な実態と論理的な実態の乖離をしているときに、ログの追跡性ができるか、技術的にはそういうような問題があります。

信頼できる社会基盤としてのネットワークのときに、アイデンティティをどういうふうにかんがえたらいいか。これは実は、2003年と2004年に内閣から構造改革の募集がございまして、そのときに提案したものです。当時、これは技術的に分かる人がほとんどいなかったせいもありますが、アイデンティティは、普通は認証だけですが、多分皆さんも普段だと認証が非常に大事だと、スマートがどうのこうのという話だけです。そうではなくて、ここに従来は3Aといっていて、上の3つが大事だと言われています。それは認証と許可情報と属

性情報です。これが3つそろわないとだめだと言われています。ところが、実際に実現しているのは一番上の認証の話ばかり。

日本は残念ながらこれを、上の3Aというのもなかなか、要するに、どういう人がこの情報にアクセスできるのかとか、そういう情報もきちんとしなければいけない。それに運営管理、それと監査・追跡がないといけない。この5Aがそろわないと、実はアイデンティティのきちんとしたシステムとは言えないのが私どもの考え、これは国際的にアメリカのNISTという標準化機関がありますが、そういうところとも相談をして相互運用性だとか、そういうのをやらなければだめだねということで、当時提出をいたしました。

細かいことはここにいろいろ書いてございますが、とにかく認証情報だけではなくて、どういう情報にアクセスを誰ができるのかとか、それから属性、自分がその立場にあるのかどうかとか、そういうことがきちんとしていないといけないというのがシステムの考え方でございます。

2010年にデジタル市民プロジェクト実証実験を経済産業省でやりました。これも残念ながら日本ではほとんど話題になりませんでした。どういうことをやったかといいますと、一番右にあるのが年金の情報でございます。年金の情報を、当時、電子私書箱と言われたのですが、ポータルを使って、利用者がいかに安全に年金の情報をとることができるか。それから、奥さんだとか代理人が受け取ることができる。さらに受け取った情報を第三者、例えばファイナンシャルプランナーだとか、そういうところに安全に受け渡すことができるかどうかを、技術的にどういうことが可能かをやりました。

このときにはさっき言った拡張機能を用いる。これは分散型認証情報の上にコントラクトエクステンションという拡張機能を設けて、どういうことかという、契約書が中に入っているのです。契約書が中に入っていて、年金機構と個人の間でどういう利用の仕方をするのかということを契約を交わします。それと同時に、その契約書の上にデータが入ってありまして、両側で電子署名をして、第三者が見られないようにして、データと契約書を一緒にやりとりするというやり方、認証情報と一緒にやりとりをする。今で言うと、多分究極な安全なデータのやりとりのやり方ですが、電子署名がついておりますので、第三者は絶対見ることができない。そのログ情報だとか、そういうのが電子

私書箱のプラットホームのポータルに残るようなやり方です。

このときは、実は企業年金だとか銀行だとか生命保険会社の情報もやりとりして、そしてファイナンシャルプランナーに年金の情報も含めて渡して、安全な形でできないかということを実証実験をやりました。これは先ほども申し上げましたとおり、ちょっと早過ぎたせいもありまして、日本では余り評価をされなかったのですが、2010年9月に世界銀行でアイデンティティの国際会議がございまして、私は、実は招待されました。そこでアメリカの国防総省の私の友達の技官の人がいるのですが、その人を初めN I S Tという標準国の人が出来て、これは非常に高く評価されたのです。ところが、残念ながら日本では、このタイプのものは余り評価をされません。

これは分散認証にOpen-IDとSAMLという2種類あるのですが、これは技術的な話になります。どちらを使っても大丈夫なようにする変換のシステムです。これは、実はアメリカ在住のNTTの研究者と野村総研の研究者とかが考えました。これは実証実験を私が世界で初めてしたのですが、その最初に案を出した人たちは、ライターライニシアチブという国際的な認証の標準化の機関から表彰された仕組みでございます。

もう一つ、技術的な最後になりますが、インターネットは皆さんどうやって動いているかご存じでしょうか。皆さんがインターネットでドメインネームを、例えばwwwの何とかというのを入れたりすると思います。メールをやるときに、例えば私でしたら、oohashi@chuo-uとか何とか書いて送ります。インターネットの上では、皆さん、あれがそのまま動いていると思っていると大間違いで、それをネームサーバーというので、実はホスト名をIPアドレスに変換しているのです。それを変換することによって、ウェブにアクセスできたり、あるいはメールが届いたりいたします。変換をするドメインネームのサーバー、DNSというのですが、それがあのおかげで世界中のいろいろなものとやりとりができる。ですから、我々はその番号を知らなくても、ドメインネームという覚えやすい名前でもやりとりをすることになっています。

DNSの非常に重要な点は、これは名前を変換するだけで、中に情報を一切持っていません。ですから、内容については一切これは関係ないのです。そのおかげでインターネットが拡張性があるのと同時に、いろいろな形で非常にス

ムーズに動くような形になっています。こういうのをディレクトリーサービスと広い意味で呼んでおります。本来認証情報は、番号だとか何とかいろいろなものとデータだとかそういうのを一緒にひもづけをしてあって、同じ場所に置いておくようなことは、まず普通は考えられないのです。インターネットもそのように分散型でやっていますので、そういう意味では、ディレクトリーサービスみたいなものが非常に重要なものと、どういう情報が開示されるのかということが重要です。それについては外国の事例をちょっとだけお話しします。

アメリカは共通番号の構成は今三つに分かれています。一つは運転免許証で、これは形質情報といいまして、写真がついております。これは身元証明に相当いたします。それから、皆さんは社会保険番号という名前を聞いたことがありますね。これは韓国だとかいろいろところにありますが、これは主に徴税用なのです。これは名寄せのための属性チェックで、真正性の確保と負担と給付の公平性の目的で社会保険番号というのがございます。もう一つ、実はオバマが大統領になってから新しくO I T Fというものを今アメリカは構築をかなり前からしております。これは国民ID制度に相当するのですが、これは、実はIDを政府が付与するのではなくて、民間のIDを使って政府にアクセスできるようにする仕組みでございます。これはオバマ大統領が推進しておりまして、グローバルでの利用が主になるのではないかと。ヨーロッパも今これの延長線上でO I T Fを検討しておりまして、実は台湾であるとか韓国だとか、近隣の東南アジアの国もO I T Fが民間を中心に加盟する予定で、今準備をしております。

日本だけは残念ながらこの部分は抜け落ちてしまうかもしれませんが、このときにセキュリティの問題で非常に厳しい監査の仕組みがございまして、それは今のところ日本で作れませんので、日本で民間の人がこれを利用しようとすると、実はアメリカの監査機関の監査を受けないといけないということになっております。例えばこれはアメリカの例でございます。

そして、これが2007年ぐらいからやられました政府へのアクセス方法で、これは、アプリケーションのユーザーがアクセスポイントを通じて、クレデンシャルサービスプロバイダー、これは民間でございます。民間のクレデンシャルを使って政府にアクセスするような仕組みです。これは、アメリカではかなり前

から実証されています。下に文章を書いておりますが、私どもで平成19年に調査をしております。

これはここで言いますと、ポータルに相当するものでございますが、フランスのものでございます。フランスの場合は、民間が扱っている個人情報も政府が扱っている個人情報も、請求があった場合にはここに開示をすることになっております。ですから、民間と政府の区別はないのです。それによって個人が自分のアイデンティティをどういうふうに使われているのかということについては、このボックスに開示をする。これは仮想のボックスでございますが、そういうふうになっております。

これはインドの例ですが、龍谷大学の築地先生が研究の紹介です。インドでは基本的に戸籍がございませぬ。日本は、後で説明しますが、戸籍、住民票だとかいろいろなものがございませぬので、そこがちょっと違うところです。実は生体認証による国民規模のIDを今準備しています。これはちょっと極端な例です。そして、実際にはもう1億7,000万人ぐらいの人たちが既に登録済みでございます。これは賛否がいろいろございまして、政府の正当性への疑念だとか、国民合意ができるかどうか。そこまでの議論になって、インドは大きい国ですので。それから、マイクロファイナンスだとかそういうのに一時的な認証は必須かどうかとか、そういうかなり根本的な議論を今インドではしております。ただし、プロジェクトそのものはどんどん進行しております、それは日本と違って戸籍がないからです。

日本の実情はどうなっているかと言いますと、戸籍、住民票などを管理している世界でも非常に珍しい国です。それと同時に、民間のさまざまなIDシステムが稼働しております。1つの課題としては、グローバルな仕組みとの連携ができるかどうかというのがまず1つ技術的にはあります。それから、全体のコストが、地方自治体のコストの負担とともに、負担が大きいのではないかという議論が多分あると思います。それは主にカードを配らなければいけないというところがございます。では、これは世界的に見ると、私個人の感想ですと、ちょっと時代遅れかなという気がいたします。それから、カードは技術の進行と暗号の期待化には非常に弱うございませぬので、そこら辺はもう少し別のコストが安い方法を考えたほうがいいのかと思います。それから、技術的な方向

性としては、先ほどから申し上げているディレクトリーサービスをどういうふうな形で提供するか。それで、民間も含めて十分なのではないかという議論がございます。

番号制そのものについては、ある程度のこういうネットワークの世界では、先ほどインターネットのドメインネームの話をしたしましたが、IPアドレスなるものは必要なことは確かでございます。ただ、それをどうやって運用していくのが一番安全で、皆さんの利便性が高いかということは、議論になるところだと思います。それも我々技術の世界からはいろいろな意見がございますので、きょうは時間が短うございましたが、簡単に申し上げました。どうもありがとうございました。

司会：大橋様、どうもありがとうございました。

[ 休 憩 ]

司会：皆様、お待たせいたしました。それでは、只今よりパネルディスカッションを始めさせていただきます。

パネリストの皆様、どうぞステージにお上がりください。

なお、プロフィールはお手元の登壇者プロフィールをご覧ください。

それでは、ご紹介させていただきます。

先ほど特別講演をいただきました中央大学総合政策学部、大学院総合政策研究科教授、大橋正和様。

日本弁護士連合会情報問題対策委員会副委員長、武藤糾明様。

九州北部税理士会調査研究部委員、林和子様。

番号制度創設推進本部事務局長、峰崎直樹内閣官房参与。

内閣官房社会保障改革担当室、中村秀一室長。

そして、コーディネーターは、長崎新聞社論説委員会、田崎智博論説委員です。

それでは、田崎論説委員、よろしく願いいたします。

#### (4) パネルディスカッション

田崎：皆さん、こんにちは。先ほどご紹介をいただきました長崎新聞論説委員の田崎と申します。ここからの進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

先ほど政府の説明等があったのですが、それから大橋先生のご講演の中で、マイナンバー制度が今法案が出て審議をされている。にわか勉強で申しわけないのですが、今いろいろなばらばらに制度ごとに管理されている私たちの所得の情報であるとか、あるいは年金とか医療とか介護だとか、納税の実績とかの情報を一つの番号でつなげて、一つの基盤を作って、いろいろサービスにつなげていこうという制度が今できようとしているという理解でいいのかなと思います。

一方で、情報の問題ですので、プライバシーの問題であるとか、情報が漏れてしまうことへの不安とか、実際にそんなこともいろいろあるし、あるいは事故で漏れることもあれば、非常に不心得な方がおられることもあるといういろいろなご心配、ご不安とかもあると思います。それぞれご専門の立場からこの後ご発言をいただいて、会場の皆さんと一緒に議論とか理解とかを深めていく場にできればいいかなと思います。

それではまず、林さんからよろしく申し上げます。

林：皆様、こんにちは。只今ご紹介いただきました九州北部税理士会で調査研究部の委員をしております林と申します。

番号制度について日本税理士会連合会、略して日税連と呼んでおりますけれども、日税連の基本的な立場をお話しさせていただきます。

日税連では、毎年税制改正建議書というものを取りまとめ公表しているのですが、平成23年度の税制改正建議書の中で、この制度の導入について、制度の仕組みですとかプライバシーの保護などについて、具体的な内容を示した上で構築すべきであると述べており、基本的に条件つきという形で賛成の立場を表明しております。

お手元の資料に沿ってご説明したいと思います。総論のところをご覧ください。

日税連は、これまでパブリックコメントやヒアリングにおいて意見を提出しているのですけれども、総論といたしまして、次の4点を主張しています。

1点目、番号制度の導入について、国民の利便に資する制度とすること、2点目、その利用範囲を税務分野と、社会保障分野のうち、現金給付分野にのみ限定してスタートすること、3点目、番号は新たなものをつけること、4点目、番号の情報管理を厳格にすることの4点でございます。

次のページをご覧ください。各論としまして、付番の対象、税務手続の効率化、ICカードやマイ・ポータルの整備、利便性や安全性、そして税理士の役割について意見を出しております。

それでは、これらの意見について少し具体的に説明したいと思います。

国民の利便に資することというのは、この制度の導入によって、例えば税金の申告においては、申告漏れが少なくなったり、あるいは所得が公的年金のみの方について申告を不要としたり、あるいは社会保険関係の給付手続ですとか、その他いろいろな手続を行う上で、かなり簡便になることが期待されます。これらのことから、私たち国民の事務負担が減るということが直接的な国民の利便だと考えております。

申告納税制度を補完する制度とすることというのは、現在、我が国における税務手続は、国民がみずから自分の所得を計算し、みずから納税をするという申告納税制度を基本としております。番号制度が導入されたとしても、現在のこの制度がなくなるものではなく、あくまでもこの制度を尊重し、その制度を補完する形で、そういうことが前提だと考えております。

次へ参ります。税務分野及び社会保障分野の利用ということですが、この利用の範囲です。国民の利便に資するためには、社会保障や国税、地方税、労働関係、医療サービスなど、本来ならばすべて一元的に管理できることが望ましいと思います。しかし、制度導入に当たって、たとえどんなに万全の整備をしたとしても、当初予測できなかったような問題が発生する可能性は否定できません。ですから、まずは税及び社会保障分野に限定してスタートし、発生する問題点を検証し、解決しながら、徐々に制度を熟成させていく必要があると考えております。

次に、番号の利用形態です。例えば税の分野では、サラリーマンの方が自分

の番号を勤務先に提示し、その会社が源泉徴収票や給与支払い報告書にサラリーマンの方の番号を記入して、それを税務署や市役所にデータを送るという  
ことで、これは民一民一官といった利用と言えると思います。具体的にはこの  
ような流れに限定して利用すべきではないかと考えております。

次に番号についてですけれども、例えば、現在あります基礎年金番号ですと  
か住民票コードは、国民全員に付番されているわけではありません。こういっ  
たことから、このまま利用することは困難だと思われれます。費用はかかるか  
もしれないのですけれども、新たな番号を振ること以外に選択肢はないもの  
とっております。

続きまして、情報管理についてですけれども、国民は国家によって国民の情  
報が一元的に管理されるのではないかと懸念があると思います。この制度の  
導入によって目的外利用など、違法なアクセスがないように、利用の制限で  
すとか罰則強化といったことが求められるのではないかと考えております。

付番対象の追加について、課税の公平を確保するためには、極力すべての納  
税者に番号を付すことが重要だと考えます。日本国籍を有する者等のみでは  
なく、日本国内に財産を有し、あるいは所得を得ている外国人、あるいは登記  
をしていない一定の外国法人も付番対象に追加すべきであると考えております。

税務手続の効率化を図ることということで、国税、地方税には共通している  
ものがたくさんあり、番号制度の導入によって情報の連携が可能となります  
ので、そういった重複を排除することができますし、大量の資料の名寄せです  
とか突合作業が、こういったIT技術を導入することで行政コストの大幅な削減  
が期待できるものだと思っております。

次に、ICカード、マイ・ポータルを整備するというので、ICカードに  
記載する番号は氏名と同じでございます。これを目で見える形とすることで、  
事務処理の負担が減ると思います。ですから、ICカードには例外なく番号を  
記載することが必要だと考えております。

また、国民が自分の情報を管理できるよう、一人一人にマイ・ポータルを設  
置することとされているのですが、これは個人だけではなく、法人にも設置す  
べきであると考えています。

中小企業の事務負担を配慮することについて、個人情報保護の観点や目的外

の利用を防止するといった上で、当然に安全対策が必要となりますが、番号を取り扱うことになる事業者には、多くの中小企業が該当することになります。したがって、過度な負担を強いることのないよう、大変難しい問題ではありますが、利便性とセキュリティのバランスをとることが求められるかと思えます。

最後に、税理士の立場といたしまして、税務分野においては、電子申告を利用することで、番号制度の利便性はさらに増すものと考えられますが、しかし、すべての方がご自分でコンピューターを扱い、また、ご自分で申告できるとは限りません。したがって、代理送信等の業務を税理士業に含めること、そして代理送信する税理士にもマイ・ポータルの閲覧を可能とすること等が追加されると、大変便利になるかと思っております。

以上、まとめとなりますが、日本は将来的に人口が減少し、経済が弱体化してくることが予想されます。そのためには、今まで以上に効率のよい行政運営を行っていく必要がある。その中で番号制度は大変効果的であるかと思えます。以上でございます。

田崎：どうもありがとうございました。

それでは次、条件付きの賛成というお立場からの今発言があったのですが、これに対してまたちょっと別の立場から武藤先生、お願いしたいと思えます。

武藤：弁護士の武藤です。私は、私個人の考えというよりも、日本弁護士連合会の考えとして意見を述べます。

結論から言うと、弁護士会は、目標とする税制、目標とする社会保障制度、この姿が明確でない段階で、手段にすぎない番号を先に導入を決定してしまうことには反対です。まず実現しようとする政策それ自体をきちんと国民的な議論を尽くして確定すべきである。それをしないまま番号を導入するのは番号ありきだという反対意見です。

まず、共通番号制度は社会保障と税のための制度だと言われてきました。今回、国会に提出されている法案を見ると疑問があります。法律の目的を定める第1条には、行政機関が他の行政機関との間で国民の情報を自由に利用し合う

ための法律だと書かれています。これは行政効率化の実現が目的だと書いてあります。しかし、共通番号によって幾ら節約できるかの試算や目標が示されておりません。5,000億円の費用が初期コストとしてかかると言われていますが、本当に元が取れるのか。これも示されないで実施することには大変疑問があるということです。

共通番号により正確な所得が把握できるようになるとされています。しかし、6月1日に国会で追及されていたように、すべての取引や所得を把握し、不正申告や不正受給をゼロにすることなどは非現実的である。これは提案者みずからのご説明になっています。この番号の運用による税収の増加分がわからないのであれば、疑問です。

共通番号で社会保障は充実するのでしょうか。法案の3条2号では、番号利用方法は給付と負担の適切な関係の維持に資することを旨とするとされており、これは、中身はよくわからないわけですが、これを仮に個人単位でとらえると、社会保障個人会計となります。これはこれまでも国のほうで検討されてきたことがある制度になります。

年金などの社会保障の受給額が自分で負担をして払ったことのある社会保険料を超えた人は、死後に遺産でそれを清算しないといけないという制度です。しかし、障害や高齢などで困っている人のために、見返りなしに安心して暮らせるセーフティーネットを構築するのが福祉ではなかったのでしょうか。我が国でも昨年「絆ジャパン」という言葉が流行語となりましたけれども、大震災や原発事故の被災者も、将来、遺産から清算をさせられてしまうのでしょうか。あたかも自己責任と呼ぶような仕組みに感じられます。このような制度が実現すると、障害を持つ方や長寿の方、被災者の方々などを社会のお荷物、後で清算できないのに受給した方々と差別するおそれがないのでしょうか。

もともと社会保障の政策では、自己負担をふやす政策がとられておりました。分かりやすいのは障害者自立支援法、これは障害のあるために、自由競争で放置されてしまうと、社会に参加しにくい方に対して、自分で自立しろとでもいわんばかりの受益者としての負担を求める制度です。これにより従来作業所に出られていた障害者の方が利用できなくなる。こういうことが全国的に大変問題になりました。

これはもう人間の尊厳を損なうというものではないか。憲法違反だという裁判が全国で起こされました。民主党はこれを廃止することをマニフェストでうたいまして政権交代を果たされました。政権交代後の国賠訴訟では、時の大臣は、これを廃止するという基本合意を結ばれました。それで、障害者の方々は大変喜んで裁判を和解されました。しかしながら、結局、一部改正のまま存続をし、今後も廃止をされる見通しははっきりしません。障害者自立支援法の事務も、共通番号を利用する事務として法案にきちんと組み入れられております。

その他、民主党が廃止すると約束した後期高齢者医療制度も廃止できそうにありません。格差社会の是正を図れないのなら、国民に十分な説明をすべきではないでしょうか。

日本は国の予算をあまり社会保障に使っていない国です。世界には、国民の負担が重いかわりに福祉も充実をしている福祉国家、大きな政府というのでしょうか、そういうグループと、国民の負担が軽いかわりに福祉も充実していない小さな政府があります。日本は、どちらかという、小さな政府のグループですが、今後、仮に負担は増え、福祉は全般的に削る方向だとすると、なぜこうなっているのか、なぜこれがやむを得ないのか、それ以外選択肢がないのか、そういうことについて、不利益を受ける国民に主権者として処遇するのであれば、十分な説明がなされてしかるべきではないかと思います。

共通番号の先輩である住基ネットの場合に、総務省は国民の50%が住民基本台帳カードを所持することを前提として、行政効率化が図られると国会で説明をされました。しかし、実際には数%しか普及せず、行政効率化は当然かけ声倒れで終わりました。実際考えてみても、新規業務としての作業が増えますので、人手が空いた、手が空いたことはありませんでした。

2006年7月には外務省のパスポート電子申請システムを財務省が廃止要求しました。これはパスポート1冊に1,600万円かかって、明らかに無駄だったからです。電子化をすると便利、効率化が図られる。こういう抽象論だけでは失敗します。

そもそも行政効率を図ろうとすると、国民のプライバシーが必ず制限を受けます。社会保障や税に関する私たち市民の情報は、いろいろな役所に分散して保管されています。例えば社会保障についていえば、市役所の福祉課には、病

気の情報、収入情報があり、国民年金の担当課には、収入情報、結婚歴、離婚歴なども保管されているでしょう。病院には当然個人の病歴が保管されています。税金については、税務署や市町村、都道府県等にそれぞれ市民の職種や勤務先、収入等の情報が保管されていることでしょう。それぞれの役所が担う行政事務のために個人の情報を保管し利用することは、当然必要なことです。ただし、他人から知られたくない情報の利用範囲が無限定に広がると大問題です。年金情報だけでも、人生の足跡がぎっしり詰まった情報なので、もし漏れてしまえば、個人が丸裸になります。

行政効率を図ろうとすると、プライバシーが犠牲になるという関係になります。仮に架空の設定として、最大限の行政効率を図ろうとすると、10万を超えと言われる国家行政事務全部で番号を繋げれば、最高の効率が図られるだろう。それがいい社会なのかどうか。それは国民一人一人の完全な個人の情報が全部捕捉、一挙手一投足がとられる社会。それはおかしいという恐らく前提としての理解がないと、弁護士会は何を言っているのかというのは、多分理解できないまま終わるのではないか。ここは、住基ネットのときにはある程度前提の共通理解があったと思うのですが、住基ネットのときの問題とこの問題は何も変わらないものであると弁護士会は考えております。

例えば行政効率が最大化したときに、国が最大限の国民情報を捕捉する国になります。いろいろ極端な例としてはあり得ます。いいのも悪いのもあると思います。それこそ、北朝鮮のような国家であれば、最大限収集する国家の一つのモデルかもしれない。もう一つは、逆にいい方向ですね。スウェーデンやスイスなど、国民が数百万人単位の規模の国では、実は高度な福祉国家を達成しているので、私たちからしたらどうだろうと思うような市民情報が、公的なところで自由に閲覧できたりする仕組みがあったりします。それは両極端です。その国民の方々が政府を信頼しているとか納得できる、同意できる範囲かということ、個別に選択される余地のある制度ではあろうと思います。

ただ、他方では最大限プライバシーを保護しよう。できるだけ同意原則を大事にしようという国もかなり多いわけです。EUでもそういう厳密にとらえようという国のほうが多いし、基本的にはそういうプライバシー情報の取り扱いについては、日本よりもかなり厳格に行われているわけです。ドイツも高度な

福祉国家ですけれども、国民に利用範囲を限定しないまま番号をつけることは憲法違反だという判決が出ていて、共通番号も納税だけの目的に限定をされています。私たちは、何の目的のためだったら、どのような範囲の自分の情報を国に提供していいのか。これを自分たちで考えていく必要があると思います。

住基ネット法案が議論されたときの国会で、公明党の榊屋議員は次のように述べています。年金のデータベースに入っている我々の個人情報だけでもすさまじいものがある。どこで結婚し、どこで離婚をされて、どうやって仕事をして、どのくらい収入があるかということはもう一目瞭然で、行政のデータベースがマッチングされるようなことがあったら、本当に私たちの情報は丸裸になる。あるいは一般的な議論として、利用できる行政事務をどんどん増やすと、行政効率化が図られるのだというのも、反面でプライバシーがどんどん侵害されることになるという議論も徹底して行われたわけです。便利さや効率性とプライバシーは両立しないので、国民が自分の責任で自分で決めてほしいと議論を尽くす。こういうことが求められていると思います。

住基ネット差し止め訴訟で最高裁判決は、共通番号の利用範囲、住民票コードですが、は、法律の改正でしか増えないから限定されている。だから、憲法違反ではないということを述べております。今回の法案では、17条11号で法律ではなく、行政機関の決まりでどんどん番号の利用範囲が拡大できるという形で、利用範囲の限定がないように見えます。そうすると、住基ネットの最高裁の判決がこの法案にきちんと当てはまるのかどうか、はっきりしない部分があるように思います。

名前はかわいらしいマイナンバーですが、ひょっとしたら、巨大な怪物になるのではないかというのが日弁連の懸念です。もちろんそうならないかもしれないけれども、ならない保障とかちゃんとした歯止めはあるのでしょうかということです。中学校のとき、たばこを吸って謹慎処分を受けたとか、そういう非行情報がずっと一生つきまとうかもしれない。例えば法案では、予防接種の履歴も保存しろと書いてあるのですが、子供のときに予防接種も打ってなくて、後で感染症にかかった人は、保険料の負担が重くなったりしやしないとか、いろいろなことが考えられる。

受益者負担という福祉の枠組み、福祉抑制の枠組みの中での番号の統合とい

うことについて、本当に行政効率ということだけで国民がもろ手を挙げて賛成していきべきなのかどうか。よく考えないと、ゴールが見えないので、手段として便利という、こう行くという手段だけに飛びつくと、あれ、こっち、福祉抑制だったの、そういう方向に行きやしないのか。そこをみんなで議論したほうがいいのではないか。これが日弁連の考えです。以上です。

田崎：ありがとうございます。今お二人の方からご意見をいただきまして、特に武藤先生からは、若干厳し目の制度に対する懸念であるとか危惧であるとかというあたりのご発言があったのですけれども、中村室長、何かお答え的なものがございますか。

例えば行政の効率化の話ですけれども、このことでどのように効率化していくのかとか、あるいは逆にどのような形で行政が変わっていかようとしているのかというあたりは、逆に私たち生活する者にとってのメリットの部分とかというものももしあれば、少しお話をいただければと思います。

中村：いろいろご指摘もいただきましたので、また今、田崎さんからそういったお話がありましたので、マイナンバーの目指すものといったことについてお話をさせていただきたいと思います。

1つは、どういう議論がされているかと申しますと、例えば現在、国会では社会保障と税の一体改革に関する特別委員会で、社会保障の改革と税制の改革について議論されています。きのうまででその特別委員会は80時間を超える審議をしております、6月21日が会期末です。ご承知のとおり、会期末までに採決ができる体制を今整えつつあって、参与からもお話がありましたけれども、マイナンバー法は、その委員会での審議に入っていないので、別でございませぬが、7本の社会保障、税の改正の法律がかけられているということでありませぬ。

武藤さんからは、社会保障や税の改正の方向が見えないではないかというお話がされていますが、私どもはこういうふうを考えています。例えば税制改正については、消費税以外の改正項目があるのですが、消費税については、2014年に8%に引き上げ、2015年、10%まで引き上げる。引き上げられました財源

を使って、社会保障の充実強化と安定化に使おう。消費税は10%、国民の皆さんから2015年10月以降納めていただくのですが、基本的には社会保障以外に使わないようにしよう。全額社会保障に充てることを提案しています。

そうすると、今5%ですから、プラス5%引き上がりまして、2015年10月には1%、2.7兆円でございますので、13.5兆円の税金の財源が社会保障に使われることになる。13.5兆円全部充実強化に使えばいいのですが、国の財政、今使っている社会保障制度でも穴があいています。例えば、基礎年金国庫負担2分の1のお金も今年なくて、その財源がないので、消費税が引き上げられたら、前借りをしてそれを返すことにして、今年の基礎年金国庫負担2分の1の財源を賄おうとしているようなところもありますので、5%引き上がったときは、4%分、10兆8,000億円は基礎年金国庫負担2分の1や毎年毎年1兆円以上伸びる今の社会保障の財源に使う。残りの1%、2.7兆円は今足りない社会保障の新規の機能強化に使っていく。例えば、子ども・子育て、待機児童さんがいるとか、そういうところがありますので、そういったところに2015年までに、今、保育所なんかには2兆円使われているのです。それでは足りないので、2015年までに7,000億円上積みする。そういうようなことを提案しています。

そういった意味では、第1、社会保障の姿が見えていないわけではなく、第2、武藤先生の資料では、社会保障を削る方向だというお話がありますが、今、我々批判を受けているのは、新聞の社説など読んでいただければ、長崎新聞の社説はどうか知りません。拝見しておりませんが、一部からは、社会保障に対してカットが足りないという言われ方をしているくらい、減らすのではなくて、そういう批判のされ方をしているくらい、社会保障に掛けています。

言いたいことは、1つはそういう社会保障の政策。何が議論になっているかという、そういったときに、例えば消費税が上がると、低所得の人も消費税を負担しなければならないので、そういった人たちに例えば給付をして、負担を軽くするような措置を講じなければならない。そうすると、本当に低所得の人を把握する仕組み、今よりも正確な仕組みができないと、そういったことができないではないか。あるいは、社会保障も縦割りになっているので、医療費の自己負担もある、介護の自己負担もある、障害者自立支援法のお話が出ましたけれども、その自己負担もある、保育の自己負担もある。そういった自己負

担を合算すると、相当の額になる。それを家計の所得に対して一定額以上超えたら、負担の上限を決めるような、これは合算制度とっているのですが、そういったことも実現していく。そういったことは今なかなか実務ではできない。

それは市町村、都道府県の皆さん、あるいは国のところでも、無限に時間を使って突き合わせすればいいというお話があるかもしれないけれども、それもなかなか大変だ。そういう事務、市町村なり都道府県、国の給付の事務などについても、より正確なデータに基づいて給付事務ができる。それが税務のデータと社会保障のデータともっと結びつけられるようなことをしたい。そういうようなことで一体改革の提案がされているということでもあります。

ご案内のとおり、公務員の数も減らそう、地方自治体もいわばできるだけストラしていこうという非常に厳しい状況にある中で、行政事務はふえていきますので、お話にあるように、人の削減に直結するということではないかもしれませんが、しかし、今そういった事務に費やしている作業が軽くなれば、もっと対人サービス、ふえている生活保護の人のためのケースワークに使えるとか、住民の方と接するサービスに使えるようなことにもなりますので、そういった意味で非常に大きな効果があると考えているところです。ちょっと長くなりましたけれども、そんな状況でございます。

田崎：ありがとうございました。

私から、制度の関連で少し、私の理解もいっていないところもあって、ちょっと質問をしてみたいのですが、例えば、公正、公平な社会保障のありようを目指していくということですが、この間、非常に高額所得があると思われる芸能人のお母さんが、長いこと生活保護を受けていらっしゃったということで、ご本人は非常にしょんぼりした顔で頭を下げていたりとかということがあって、あの事件というか、あの事柄に対する受けとめは、会場の方もそれぞれ様々なのかなと思うのです。ああいった現象がなくなっていったりとか、あるいは防止をされたとか、そういうふうな関係で少しこの番号のことをお話しただけでないかなと思うわけですが。

中村：大変難しい問題で、今の事件のお話も、また今、209万人を超える生活保

護の該当される方が増えてきて、ご案内のとおり、今の経済状況もあって、生活保護は、生活保護制度ができてから最多の被保護人員になりつつあるというのは、非常に問題になっていますし、地方自治体にとっても財政負担も増えているということで、いろいろな意味で問題になっておりますから、関心が高い事務だと思います。

実際は、生活保護というのは、本当に他の手段で、生活保護法の中でも他法他施策とって、あらゆる手段を使っていただき、自分の持てる働ける力を使っていただくとか、身内に扶養してくれる人がいたらその力も使って、最後、万策尽きたと、言い方がちょっと妥当ではないかもしれませんが、ある意味で万策尽きたときに、最後のセーフティーネットとして生活保護となっています。逆に今の行政事務で言うと、保護の申請を受けたときに、市区町村の皆さんは、ほかの使える制度がないか、その方の働く能力ですとか、その方の扶養義務者のことを調べることになります。

例えば、実際に10以上の銀行にみんなその人に口座がないかどうか、そういうのをかけたりしていることがあります。番号制度ができた暁に、そういうことをきちんとすべきだという議論があって、合意が得られるのであれば、例えば預金通帳に番号（マイナンバー）が振られていることが分かり、その人のマイナンバーが分かれば、そのマイナンバーの人と通帳との突き合わせはできるようになるというので、実務的に言うと、そういう社会がよいかどうか、そういうことを皆さんが同意していただけるかどうかは、まさに判断だと思います。そういうことをするために、例えば今、生活保護法の改正なども議論になっておりますので、議論していただかなければなりませんけれども、マイナンバーができれば、そういうことをできる可能性は、今よりは非常に高くなる。そうすると、生活保護行政をしている福祉事務所の職員の方は、そういうことの調査よりは、その人の置かれている状況に、その人の、それこそ再就職の支援ができるとか、もっとポジティブな、もっと本当に福祉的な仕事に時間が割けるようになるので、もっと温かい生活保護行政が、真の意味での生活保護行政になるのではないかと私は思います。

田崎：済みません。ちょっと適当な質問だったかどうかよく分からないのです

が、一方で、今のほかの福祉のいろいろなサービス等々について、基本的に行政の関係の方もいっぱいおいでになる場所ですけれども、いわゆる申請主義で、要するに、利用者の人たちが自分で調べてとか、多くはそんな役所で調べる能力とかも、本当に人によってばらばらだと思うのです。申請をしないと給付が受けられないのは原則としてあるのですけれども、この問題と、あるいはマイナンバーができたときの考え方は、どんなふうになっていくのかというのもし教えていただければなど。

峰崎：それでは、先ほどマイ・ポータルというのがございましたね。そのマイ・ポータルは何のために作るかということ、自分の情報に誰がアクセスしたのか、アクセスログがちゃんと分かるということです。何々省が自分の情報をこのために使っているのだなということがわかるように、自己情報コントロール権をしっかりとしようということが1つあるのです。

もう1つ、このマイ・ポータルに、先ほどちょっとお話があったように、それぞれの所管部署の分野においては、法律によって、申請しないと権利が生じないというところがあるのですが、例えば、今でもねんきん定期便という形で来るようになってはいますが、65歳になったら年金があなたは幾らもらえますよと。我々が考えているのは、例えば低所得の方々に、あなたが無年金にならないように済むためには、非常に低所得だけれども、あるいは所得はなくても、申請してもらえれば、国民年金保険料の全額免除、あるいは4分の1免除、半数免除、4分の3免除という規定が所得に応じてありますよとお伝えすることもできるのです。

この場合、勝手にこちらのほうで、行政側があなたの所得では受けられますよと全員に出すことについては、多分何でこの人は私の所得をつかんで、こういうことをやるのだろうと思われるので、あらかじめ20歳になって国民年金保険料を納めなければいけないというときに、もし将来、あなたが低所得になったり、あるいは所得がなくなったときに、こういう権利があるのだけれども、そういうときには、あなたにそういう権利がありますよということについての情報を送ることについていいですかと許可を得て、このマイ・ポータルを利用すれば、これは非常に便利になるわけです。おれの所得では保険料の4分

の3免除が適用されるのだなとか、そういうことで、自分の権利がそこで活かされてくるという意味で、プッシュ型、アウトリーチ型といいますか、そういうサービスを積極的にこういう形で番号が入り、マイ・ポータルという、これ自身をどう運用するかというのは大きな問題なのです。多分大橋先生もこういった点について、いろいろな意味で問題意識を持っていらっしゃると思うのですが、私どもはそういうことを積極的にできる条件が、こういうものを通じてできるのではないだろうかと思えます。

ただ、マイ・ポータルに関しては、お年寄りでパソコンを持っておられない人にはどうするのだとか代理がきくのかとか、いろいろな条件がございますので、公平にきちんと、それは持っていない方は、役所に来ていただくと、それができるようにするとか、代理はちゃんと法定代理だとか任意の代理の条件を満たせば可能であるとか、こういう形で積極的にそういうものを使えるようにしていきたいなと思っております。室長、もし何かあれば。

田崎：ありがとうございます。今いろいろ発言に対して反論というか、ご説明のようなものがあつたのですけれども、先生、いかがですか。

武藤：いろいろ再反論させていただきますと、1つは、総合合算制度は番号がないとできないのでしょうかというのが日弁連の意見ですね。番号がなくてもできるだろう。そのためには、実はそういう個人へのいろいろな負担ということは、市町村レベルの自治体がきちんと全部情報を集約されて、そういうことができますよという法律さえ作れば、そうしたら簡単にできていく。それを国があえてかかわらなくても実現は可能なのです。

だから、いろいろおっしゃることは、部分的にとてもすばらしいものもあるし、なつたらいいなというのがあります。だけれども、番号でないとだめなのですか、日弁連は番号がなくてできるし、もっと地方自治を豊かにすることによって実現できる。基礎自治体ができることを国が全部やってやるという形で、国に全部情報が集約されて、住基ネットのときもそうだったのです。居住情報、世帯情報を確実に国がとりたいということの大きな目的があつて、基礎自治体がしっかり住民のニーズを押さえて、きちんと福祉に対応できていれば当面で

きるし、今は地方自治が充実していくことによって、十分同じ政策目標は達成できる。これが日弁連の考え方です。なぜそんな大きな箱物を作るのでしょうか。誰がそれで得をするのでしょうかというのが日弁連の基本的な考え方になります。

それと、絵の中で、申請しなくてもいろいろ福祉サービスが受けられるという仕組みになると説明がなされています。だから、これもできれば大変すばらしいことですし、例えばいろいろ気兼ねをして、本当は餓死寸前なのに生活保護を受けないでいる人に、みずから自治体が、政府が手を差し伸べて、そういう悲劇を救えるのであれば、それはあったほうがいい。しかし、これも番号がなくてできないでしょうかね。5,000億円もかけるなら、それってもうちょっと何とかならないのでしょうか。

とはいえ、私は余り詳しくは言っていませんけれども、高齢化社会で、社会保障費がどんどん激増していく中で、構造を変えなければというところがそもそも恐らく基本的にあって、後期高齢者問題も随分たたかれていろいろ変遷しているわけですが、いろいろな福祉の予算は、何とかして削らなければというのが恐らく政府側の考え方であって、そういう中で、いや、申請主義でなく、困っている人にみずから政府が手を差し伸べますよって、本当に伸べてくれるのでしょうか。いつ実現するのかの時期的目標も説明されていません。今、生活保護を受給すべき資格がある方の捕捉率は非常に低いと言われているのです。多分2割弱とかそれぐらいだと思うのです。その中で、では、今の生活保護費はあと5倍払いますよという話に恐らくなるのですが、何兆円もかかると思いますが、そんな予算、あるのですか。あるなら、今、民主党はたたかれていますが、皆さん、どこからその財源をとるのか。

だから、そこがまた消費税の議論が絡むのかもしれないのだけれども、では、全員完全に捕捉しますという政策を本当に立てる気があるのか。本当にそれが責任を持って実施されるのか。先ほど8%は安定化、10%になったらというのがあるけれども、10%で増額分が充てられたとして、今の政策は実現する保障はどこにあるのか。まさに絵にかいた餅であって、とても美しい言葉だし、美しい絵だけれども、弁護士は、今から建てるビルの設計図が、1階建てなのか、100階建てなのかははっきりしてもらわないと、賛成できない。共通番号で実

現するこの福祉ビルは 100階建てなので、何年までに生活保護は、有資格者に自動的に100%支給しますよということが示されたら、それでなおかつ、その番号が必須である。番号がないとできませんねということがあったら、当然それは十分検討に値し得ると思うのです。

ただ、財源の裏づけがない。きれいな美しい絵だけ見せられている。なおかつ、それに番号は全く要らない。自治体がもっと権限を与えられて、国が予算の配分をしっかりと自治体に与えていけばよい。自治体の職員の中でも、水際作戦なんかしたい人がいるはずがないのです。生活保護受給申請をずっと押し返していく。もうこれぐらいしか予算がないのだからだめなのだと。今年そんなに受けてどうするのだ。こういう本当に人間らしくない労働を自治体ではさせられる。受給する人だって、自分が死ぬか生きるかのところで、そういう心ない仕打ちに遭う。日本はGDPが世界レベルで高いのに、なぜこんなに貧困なのか。僕はそこが非常に残念です。

この番号って、本当に福祉が充実するのですか。かけ声は美しいけれども、本当にやる気があるのか。財源の裏づけがあると責任を持って言っているのかと私は言いたい。そういうことをきちんと責任を持って示しているか。こういう財源があったら払える。何年にはこういうふうになら100%実施する。こういう設計図をちゃんと描いていただきたいのです。そういうことがあれば、国民は当然納得すると思います。それは税金が20%になっても、もう老後は心配要らない。例えば月額20万円とか30万円とか生活費が保障されるのだから、貯金なんか心配なくていいですよ。そうなれば、それは税金が20%になっても25%になっても、誰も僕は異論がないと思うのです。

EUではほとんどそういうふうになっているわけです。子供が大学に行くからといって、そのために貯蓄をする必要はないのです。学費は基本的に無料だし、奨学金が出るから、生活費は公的にほとんどの国は出るのです。そういう国だったら、給料を年功序列で上げていく必要もないし、企業もそういうことで年功序列にしなければいけない必要性もない。フラットでいいのです。そういう社会モデルがある。EUにはいっぱい見習うべき社会制度があるのです。そういう中で、高度経済成長なんてもう起こらないのに、何となく今までの仕組みをもとにしてつぎはぎだけをやっている。小手先だけの修正をしている。

でも、なぜこの番号なのかというのが、最終的には社会福祉の充実なんか全然保障されていないと思うし、手段としても全然関連性もないと思います。僕は、何でこんな仕組みに5,000億円も、今お金がないときにつけないといけないのか。理解できない。だから、そこを明快にご説明いただきたいと思います。

中村：田崎さん、よろしいですか。ちょっと一方的なおっしゃり方だというふうにも感じますので、少し思うところを述べさせていただきます。

まず、国が社会保障にお金を使っていないではないかというお話がありますがけれども、今年、中央省庁の使うお金は90兆円の予算の中で51兆円ぐらいです。そのうちの半分以上、51%、26兆円は社会保障に使っています。そういう状況になっています。社会保障に日本人が今年度使うお金は109.5兆円と見込まれています。そのうち、40兆円くらいが国と地方で税金で埋める部分、60兆円が皆さんの保険料で埋める部分です。109.5兆円と100兆円の差は、あとは積立金の利子などで充てられます。40兆円のお金が税金で埋められることになっておりますが、国の税収は今、49%新たに借金をしているという状況であります。武藤先生は、社会保障に使うならば税を上げてもいいですよというお話でしたけれども、今実は、社会保障で40兆円くらい税金を使っていますが、その半分は、今の我々が払っていったって、借金しているという状況です。

国が、国がとって、あたかも国というもの、政府があつて、政府が勝手に社会保障を抑制している、あるいはちゃんと財源を社会保障に使っていないみたいなお話がありますがけれども、国民の選んだ代表の国会が今のような税制を決めて、109.5兆円使って社会保障に、それで国と地方で40兆円税金を入れなければならないのに、半分近くが後世代に先送りしているという状況なのです。

それを何とか変えなければいけないということで、今、国会で政府は社会保障と税の一体改革。本当に大変なことですがけれども、増税もお願いしている。そういう状況にありますので、少し社会保障の財源やそういうことをめぐっての議論は、国の置かれている状況は、客観状況は私が申し上げているほうに近いと思います。どれだけ自助でやるのか、どれだけ社会保険としてのみんなでの助け合い、共助でやるのか、本当に困った場合に税金でやる、公助でやるのか。そのところはまさにみんなで話し合っ組み立てていかなければならない

問題で、それは国民がみんな決めていかなければならないものだと思います。

したがって、そういう中で、マイナンバーというのは、先ほど申し上げましたように、いろいろな場所にある情報を今繋ぎ合わせられなくて困っている。参与から申し上げましたけれども、1970年ころにさかのぼって、そのときに番号制度がきちんとしてできていれば、例えば、もう過ぎたことはしようがありませんが、消えた年金記録みたいな問題も起こらなくて済んだかもしれない。あれの回復のために、それこそ数千億円のお金を今投入しているような状態がありますし、こういう複雑な社会の中で、きちんとした福祉行政、社会保障行政をやったり、住民サービスをやっていくときに、きちんとした番号制度がないことは、これだけの情報社会の中でおかしいのではないか。そういうことで、我々、番号制度を提案しています。

例えて言えば、新幹線のレールみたいなもので、こういう基盤ができれば、その上にどういう車両を走らせるか。例えば利子所得も把握できるようにしよう。総合的に所得を把握するようにするという列車も、皆さんの合意が得られれば走らせるようなことができます。そうであれば、もっともっと今よりも、特に高所得の方は利子所得とか、そういうような高額所得者が多いわけですから、もっともっとそういったところの所得把握をすることができれば、または税制改正などでもう少し所得再分配機能も、今、税は非常に弱ってきておりますので、そういったことにも使えるのではないかという観点でご提案をしています。

なお、先ほど来5,000億円、マイナンバーにかかるという議論がありますが、それは2009年から検討が始まりまして、2010年の最初のころ、ごく粗々の試算ということで出した計数がありまして、今、我々が情報連携ネットワークや中央省庁、マイ・ポータルなどに使って、その部分の予算は500億円程度で一応組み立てるといって形になっております。ただ、トータルにこの制度が動けば、当然人を雇っていく。会社でも今度税務署に調書を出す際には、マイナンバーを振っていただくことになりますので、そういう事業所のシステムの改修とか、年金機構も変わるでしょうし、医療保険の保険者も変わるでしょうし、市町村、都道府県も変わることになります。そういった費用にどれだけかかるかということについては、もう少し考えなければいけないということは確かです。

田崎：どうもありがとうございました。

それでは、このあたりで会場の皆さんを交えまして、質疑応答の時間に移りたいと思います。

会場から質問を賜りたいと思います。まず手を挙げていただいて、ご発言の際にはお名前と、できますればご所属等を明らかにしていただいてご発言いただければと思います。

#### (5) 参加者との質疑応答・意見交換（「国民対話」）

質問者①：●●といます。先ほど私たちが選んだ政府が決めたのだと言われましたね。その点で、2点お尋ねします。

1つは、民主党は野党の時代に、盗聴法と国民総背番号には反対しますと訴えて、4回も住基ネット廃止法案を出されました。ですから、私は前回の選挙のときには、とにかく民主党にさえ変われば、自民党さえ落とせば、今までのように、番号をつけられて、その番号のもとに個人情報を集められ、その個人情報が国に管理されることはないのだと。そういう夢を描いて、もう自信を持って民主党に投票したわけです。ところが、民主党は政権を取った途端、手のひらを返すように、番号制を導入するわ、この変節の理由がどうしても分からないので、ここを1点お尋ねします。

もう1点は、先ほどからお金が足りない、お金が足りないと言われながら、税金を上げたら、当然収入の少ない人は困るだろう。その人たちには現金を給付しますと言われましたね。では、一体収入の少ない人というのは、どれぐらいの額の人を収入が少ない人というのか。そして、そういう人たちには幾らずつ現金を給付するのか。そこをはっきりさせていただきたいと思います。

以上、2点質問します。

峰崎：では、私から。私も3期18年間国会におりまして、野党時代、与党時代を経験しておりました。今おっしゃられたように、かつてあなたたちは住基ネットに反対していたではないかというお話がありました。その当時、住基ネットは、何のために使うのかとか、そういういろいろな議論があったのですけれど

も、もう一方で、私どもは税制に関して、税の番号を使わない限り、所得把握が非常に不十分に終わってしまうと考えています。先ほど金融所得のお話がありましたけれども、今は高額所得の方が株を売って、公開株の場合は、実は売った利益の1割しか税金がかからないのです。そうすると、株を売買することによってそうすると、高額所得の人が100億円もうかるということもあるので、あるいは10億円とかでもいいのですが、そうしたらその利益の1割しか税金を納めなくていいというのは、現在、申告所得税の最高税率は今40%までいていますし、住民税は10%ですから、合わせると50%はいかなければいけないのに、10%で済んでいるとは不公平ですね。

その意味で、私たちは税に関してはこの番号を入れなければいけないと思っています。そして、みんなの所得情報を把握しなければだめだねということで、もう一方で番号について私たちは考えていたわけです。そういう意味で、住基ネットについての導入時における反対と、ずっと一貫して、所得をきちんと把握するために番号を使い、番号と他の番号との連携をきちんとすることによって、利便性が向上することがたくさんあるのではないのか。だから、この番号制を入れることについては不可欠なのだという2つの経緯がございました。

それは、これは今から何年前でしょうか、住基ネット訴訟の判決が最高裁で出たときに、一元的に管理してはだめですよとされたわけです。自己情報のコントロール権を保障しなければいけませんよ。そこで、こういうことをしっかりと受けとめて、それに対して対応できるように、憲法違反にならないように、実は先ほど中村室長から皆さんに説明させていただいたわけです。そういう点では、私は過去の民主党政権で、この番号というものについては、今までずっとどういう態度をとってきたのかということについては、今申し上げたように、私たちは、納税者番号を含めて、これは公約の中に提起してきた問題でありました。

もう一つ、今最後におっしゃられた点は、所得の低い方々には現金給付をすることについて、我々は給付つき税額控除ということで、これも実は公約の中に入れていることなのです。そのときに、収入が少ないというのは何なのかはいつも問題になりまして、そうすると、例えば、国税を納めておられるような方々、課税最低限以下ということになりますと、今幾らでしょうね、税理士の

方。4人世帯で350万円ぐらいでしょうか。単身だと百数十万円だと思います。ちょっと正確なのは税理士の方に聞いていただいたらわかるのですが、今国税を納めていない方々の話をしましたけれども、地方税で税金を納めていない方々は、恐らく各市町村によって全然違うのです。均等割などでも違ってまいります。大体80万円か70万円以下のところになると、地方税を納めなくてもいい。そうすると、地方税を納めていないのだから、この方は低所得だろうというのが、今までの一般的な低所得に対する給付をするときの一つのモデルだったのです。

しかし、よく考えてみると、これは、ご案内のように、穴があるのです。何が穴かというと、毎年入ってくる所得は、70万円、80万円かもしれないけれども、先ほど室長が話しました金融所得で、毎年利子所得は150万円あるとか、配当収入が200万円、いえ、1,000万円あります。こういう方々は果たして低所得なのだろうか。ところが、金融所得と、我々の年金所得や給与所得とが今は名寄せができていないのです。だから、本当に所得に低い方をつかむためにも、番号制度が入っていれば、しっかりとこれはつかめるのです。預金通帳に番号を振っていけば、きちんとそれは把握できるのですよ。

そういう意味で、私たちは所得の少ないことについていえば、そういう中で、低所得の方々は、私たちは税金を払えないような方々はまず候補ではないのか。さらに言えば、70万円以下、80万円以下の低所得で税金を払っていないけれども、しかし、金融所得が非常に高い人は、ちょっとこれは合算してみなければいけないよねと私たちは低所得を分類しています。

一般に貧困度というのは、日本人の貧困所得は、たしか所得の中位数、例えば450万円なら450万円が働いている人の中の日本人の平均だとすると、450万円の半分、225万円以下の方が貧困層と一般的には、世帯ごとにはそういう類型をしていますので、そのぐらいになると貧困層と言えるのかもしれませんが。これは日本で最近増えていますので、そういった点では、本当にもう少し働いている人の賃金が上がらなければだめだね。そういうふうにしないとデフレは解消できないねと私も思っています。その意味で、収入が少ないといったときには、今まではそういう言い方をしていました。これに番号が入ると、より正確に低所得の方がきちんと把握できる、そういう条件ができると申し上げていいので

はないかと思えます。

質問者①：給付というのは幾ら給付されるのですか。

峰崎：幾ら給付するのか。実はそれが大問題なのです。今、消費税を引き上げることと並行してその議論が始まったところですけども、それは恐らく今の低所得の皆さん方に、所得に応じてきちんと一低所得の中でもまた非常に幅がありますね。低い所得でも、全く所得のない人もいるかもしれない。しかし、70万円もらう人もいるかもしれない、80万円の人もいるかもしれない、100万円の人もいるかもしれない。それに依拠して丁寧に、これこそ一律ではなくて、きめ細やかにそれに対応できるように給付をすることは、これも番号制度が入らないと、実は正確には所得情報を把握できないのです。ですから、そういった点においては、国民の皆さん方の税負担の厳しさ、あるいは今の生活の実態に応じて保障できる金額は、政治的に国会の場で議論して決めていくしかないのではないかと思います。

質問者①：ちょっと今のに反論をいいですか、一言。

田崎：なるべく多くの方に発言をいただきたいので、簡潔にお願いします。

質問者①：貧困層が幾らまでだということがはっきりまだ決まっていなわけですね。幾ら給付するかもはっきり決まっていなわけです。だから、そういう一番基本的な大事な内容をはっきりさせないまま、こういう法案をがんがん進められても、これは困るわけですよ。基本的なことはしっかり決めて発表してもらわないと、低所得の人は、何となく給付されるのではなかろうかという安堵感を持っている人がいる。それでこの法案を押し進められたとしても、私は承服できません。

峰崎：意見としておっしゃっていることの意味はよくわかりましたので、そこからはしっかりと受けとめて、今後の政治の中で議論していく問題ですし、して

いきます。

田崎：ほかにご質問があられる方。

質問者②：私は一応賛成の立場ですが、私は賛成の方と反対の方の新聞投稿のコピーを今持ってきているのです。

その中で、私は以前、東京で開かれました、朝日新聞が主催しました福祉のシンポジウムに出たときに、北欧のスウェーデンとかフィンランドとか、ああいうところの福祉の映像が流されて、そこで必ず出る言葉は、ああいう人口が400～500万人の国だから、ああいう社会保障ができるのだ。日本のような1億人を超えるような人口の国では、保障はできないだろうというのが大方の方の意見なのです。私は、それはちょっとおかしいのではないかなという思いがします。今のマイナンバー制ですか、これを導入している国で、日本とほぼ人口が同じような国がどこかありますでしょうか。

それと、先ほど出ました消費税の還付ですか、私は、早くからあれはやってはいけないと思っているのです。それはなぜかというと、貧乏人は貧乏人で買うものが違うのですよ、いろいろ食料品なんかも。安いのは買わないのですよ。だから、消費税も少ないはずでしょう。この前、先々月でしたか、国の主催で、ここでTPPの説明会がありまして、私はTPPに大賛成だというのは、今、私はほとんど外国の魚とか何かしか食べないから、安いからですね。その中で特に食べているのはアルゼンチンのアカエビ、これは生で食べられるのです。物すごく安いのです。クルマエビの10分の1ぐらいの値段です。だから、私はTPP大賛成だと言ったのです。ところが、参加者のほとんどは農協系列の人たちで、みんな反対の人たちばかりで、私は大分取り囲まれたようになったのだけれども、そういうことで、その件だけお教えいただけませんか。

峰崎：そうすると、人口が少ない国だからそうだろうということについて……。

質問者②：いや、そのシンポジウムの中で、そういう声が強いのですよ。だか

ら、私は、ちょっとそれは……。

峰崎：私は、それは違うということですね。

質問者②：おかしいのではないか。

峰崎：人口が少ないから、多いからということではなくて、その国の国民の持っている意識、お互いに社会は連帯しながらいこうではないか。先ほどの大橋先生のように、包括していこうという国と自律していこうという国の違いがあるとおっしゃっていましたがね。ですから、ヨーロッパの国々の中にはそういうところもあるし、私はスウェーデンなんか見ていると思うのは、社会はみんなが連帯していこうというのが非常に強いのです。労働組合の組織率も非常に影響していると私は見ているのです。これはまたちょっと別にしてですね。

日本のように、人口が1億人を超えている国、あるいは数千万人のドイツとかフランスとか、あるいはイタリアとか、こういう先進国はほぼ共通している番号が入っている。入り方が、ドイツの場合は税だけに納税者番号、あるいはアメリカの場合には社会保障と税、それからスウェーデンのように、市民生活全般に入って、非常にオープンに使われているところがありますから、そういう意味では、日本という国、あるいは先進国の中で、こういう番号制度が入っていない国は、日本という国だけだと申し上げてよろしいのではないかと思います。

それから最後、消費税の還付に対して、経営ベースのほうがいいということをおっしゃりたかったのでしょうか。つまり、食料品は非課税にしろ、こういう……。

質問者②：買う品物が貧乏の方はそれなりのものしか買わないですから、高級品はね。だから、もう何もしないでいいのではないかと私は思いますよ。

峰崎：このことは中村室長に答えてもらったほうがいいかもしれないのですが、社会保障そのものが、実は所得の再分配とって、比較的高い収入を得ている

方が高い保険料を払ったり、上限があつたりしますけれども、比較的そうだと思います。税もそうですよ。それを実は社会保障で給付をすると、この給付はみんなが使えるものであれば、それに応じて使えるし、無料で使えればもっといいし、少し料金を払っても非常に低料金で使える。そうすると、そこは再分配がきくから、社会保障そのものが実はそういう低所得層に充実すれば、非常に有利になるのですよという説明の仕方をするのが一般的なので、何も慌ててこういう給付つき税額控除とか還付とか、そういうことは余り考えなくてもいいのではないかという有力な意見であるというのは、よく存じているのです。

しかし、実は先ほど私がちょっと言いかけたのは、ヨーロッパを見たら、食料品は非課税なのだそうだから、あるいは低い税率になっているよとか、こういう意見があるものですから、いや、そういう低所得の方々、食うや食わずの方々には消費税を上げることについては心苦しいね。こういう方々には何らかの処置が必要なのではないかという意見が強いものですから、こういう形でのやり方のほうがいいのではないのだろうか。食料品というと、何が食料品なのだ。高額所得の人も食料品を買うし、多く買うし、低所得の人も食料品を買うけれども、そういう意味では効果が少ないのではないのか。それと同時に、食料品の税率を低くすると、消費税の引き上げがまたその分に応じて高くなってしまふ。そういうことがありますので、非常に積極的な意見として私ども受けとめさせていただきます。

質問者②：1つだけ言わせてください。いろいろ所得制限を設けると、その境目になった人とか落ちた人たちは非常に恨むのですよ。以前公明党が主導した地域振興券があつたのですよ。あれがもらった人ともらわない人とが完全に対立したことがあるのですよ。私はもらえなかったから、そのときの恨みが今でもまだ残っているのです。特に、失礼しました。おたくが進めておられた子ども手当。これは、私は金持ちでも全部に一律にやらないといけないということです。だから、あれだけを何か自民党側にすり寄ったので、あれだけは非常に不満足なのですが、あれのときも、私、島原市の市役所へ行きましていろいろ調べたら、児童手当のときに排除されている方は対象者の5%ぐらいしかいないわけよ。そうしたら、そういう方たちから恨まれたり何かする。また、い

ろいろな試算をしたり何かする職員も数が要ります。だから、みんなにさあつとやってしまえば、もういいのではないかと思いますよ。そういうことです。

田崎：ほかに。

質問者③：今、峰崎さんが、番号制は先進国ではないのは日本だけだと言われたわけですが、イギリスの例を言えば、労働党政権のときに番号制を導入しましたね。それが選挙に負けて保守党政権になった途端に、保守内閣はどうしたかということ、国民の人権を踏みにじるものだということで、国家が個人情報が必要以上に持つべきでないというので、10年に労働党政権が番号制を導入して、2年後に保守内閣はそれを廃案にしたことがあります。

そういったことでいろいろ番号制、アメリカなんか番号制、そのほかの国もあるのですが、成りすましということで、むしろ犯罪が多発しているニュースがあるのを聞くわけです。そこらあたりを聞くたびに、どうも個人情報が丸裸になるのだ。国がこれを管理するのだということになると、そこから何か不安を感じるのが今の私の気持ちです。

田崎：どなたかご回答をいただければと思いますが。

中村：イギリスの例は今おっしゃったとおりですが、私どもが承知している背景を申し上げますと、我々が提案している社会保障、税に使うマイナンバーとは大分違う制度だと私は認識しております。

2001年9月に9・11テロがあって、イギリスではテロとの戦いということになりまして、そのためにIDカードを義務づけることになった。国家安全保障の観点から入国審査を強化したり、不法就労の禁止を強化するというテロとの戦いの一環でそれが始まり、特に外国人労働者の人からまず適用する。そういうようなことがあったので、かなり人権侵害的だと国民の皆さんにとられた。

そこで政権交代になって、その制度を廃止したと承知していますので、9・11テロ後のアメリカと絆の強いイギリスが、ブレア政権のもとでテロとの戦いということでやっていった。2006年3月にそういうことを施行し、2009年11月

に、パイロット的にやっているところで政権交代が起こったということですので、もちろん国がどういうふうにするかということが、国民の皆さんから厳しい審判を受けることになると思うのですが、そういう側面が、我々も調べてみまして、あることはご理解いただきたいと思います。

田崎：よろしいでしょうか。そろそろ予定の時間になりつつあるのですが、ほかに何か質問、ご意見だとかある方は手を挙げていただければ。

よろしいですか。それでは、最後に会場のご質問、ご意見等を踏まえた形で、パネリストの方に一言ずつ短くご意見をいただけたらと思うのです。

大橋：私は私なりにアカデミックな世界にいますので、どっちかという中立の立場だと思うのですが、多分論点は、基本的に3つあると思うのです。1つは番号の必要性についての議論、もう1つは、それによって何がなされるか。何がなされるというのは、番号が直接的に何をするかという話ではなくて、先ほどからいろいろな意見がありますが、構造がどういうふうになる、社会の構造も含めて、何が変わっていくのかというのと連動しているかどうか、まず1つに十分に議論される必要があるだろう。

もう1つは、実施されるときシステムの話で、それは常時つなぐ方は、多分これが実際に実行する人たちに便利なような形になっていくだろうか、あるいは費用の面でどういう負担があるのかどうかというのは、皆さん、多分非常に興味がある話で、これは実際に2015年ですから、実施されるまでにはまだ技術進歩がありますし、これは私はよく検討すべきだろうと思っています。

最後に、先ほどから北欧の話だとかいろいろ出ているのですけれども、私は、実は1月にフィンランドに集中講義に行ってきたのです。日本で議論されている実際の北欧の実情と、我々に伝わっている情報とは随分違いがあるのです。例えばエージプロジェクトという話があって、私もメンバーですけれども、基本的に定年後も働くのが当たり前の世界を作ろうというのが北欧の基本的な考えなのです。というのは、ボランティアだとかそういうところで皆さんのサポートをするのは、若い人だけではなくて同世代もやる。そのためには医療は、例えば病気を治す医療ではなくて、病気をしない医療に変えていくとか、そうい

うような基本的な大きなビジョンがないと、なかなか納得できないのは多分皆さんのご意見だろうと思います。

最後に一言。インフォームド・コンセントという言葉ですが、これは納得するかしないかは個人が選べるかどうか。これを今度の場合はしないと法案に書いてあるのです。これは欧米の国の多くは、これをするかしないかというのは非常に議論になるところで、その議論が十分に尽くされたかどうかというのも、もう1つ問題点としてあるだろうと思います。

武藤：大分発言をしたので手短かにしておきます。一つは、社会的に弱い立場の人に厳しい運用が多分行われるのではないかな。河本さんの話もありますけれども、今後は申請者の親族まで全部洗う。単にデータマッチングだけして許可されなくて、補充での電話聴き取りとか文書の照会等が厳しくなったら、遠慮して申請を控えざるを得なくなる、弱者が萎縮せざるを得ない福祉。それが一つは、ひょっとしたら究極の目標なのかなといううがった見方もできる。仮に、財政再建のためにやむを得ないのではないかというのであれば、それを政策課題としてしっかり提示して、もうここは臥薪嘗胆でいくしかないのですよという説明をして、国民の理解を求めるとか、ところが、それが何となくふわっとした社会保障のために便利ですよ、いいですよという説明では、私個人としてはなかなかのみ込みにくいと思います。

あとは、それに関連して言えば、結局、そういう小さな政府を目指した政治から一度、要は予算の組み替えでもっと福祉の方向に向かう、こども手当も含めていろいろなことを変えますよということで、今の政府が正当性があるはずですが、なぜ今こうなっているのかについて、少なくとも主権者である国民に説明をきちんと果たしてほしい。挫折なのか挫折ではないのかも含めて、挫折ならなぜうまくいかなかったのか。そういう課題を少なくとも提示していただかないと、私たち国民は、あなたたちが選んだ代表が決めたことだから従いなさいと言われるのは、正直、ちょっと理解に苦しみます。以上です。

林：先ほど私は、日税連の立場でお話をさせていただいたのですが、今回は個人的な立場でお話をさせていただこうと思っております。

私は税理士をしておりますので、税理士の立場というわけではないのですが、日ごろ仕事をしておりまして感じますことは、日本国民のほとんど大部分の人がとてもまじめに申告をされていると感じております。残念ながら一部の人がちょっと悪いことをしているような感じです。税制にしても、社会保障にしても、公平、公正であるべきだと思っております。正直者がばかを見る社会であってほしくはないと思っております。そういったことで、100%正確とは言えないと思うのですが、ある意味所得の正確な把握をしたり、いわゆる真に手を差し伸べるべき人の把握をするのは有効ではないかなと思っております。

それともう1点、私がこの番号制度をちょっと勉強した範囲内で感じたことは、日本は先進国でありながら、すごく遅れていると感じました。事務処理、例えばデータを突合したりとか名寄せをしたりとか、そういった作業に相当の人員費を含めコストがかかっているかと思われます。本来ならば、行政というものはその作業に時間をかけるのではなくて、出たデータの判定というのですか、そのデータをもとに、では、どういったことをしていったらいいかということに、時間とコストをかけるべきだと私は思っております。そういったことから、誰もが不安に思っておりますように、セキュリティの問題ですとかどこまで管理されるのか、そういったことについてきちんと整備していただいた上で、この番号制度を導入するのは、ある意味有効なのではないかなと思っております。以上です。

峰崎：今まで多くしゃべっておりますので、簡単にしますが、1つは、私たちが持っている番号は、民間のカードなんかもちろんそうですけれども、自動車の運転免許証、あるいは医療保険の保険証番号、年金の番号、番号は個々に全部それぞれあるわけです。ですから、それをある意味ではコンピューターでみんなそれぞれ管理したりしているわけですから、そういう意味で、番号が入ること自身はもう既に入っているわけです。問題は、それを同一の人間のものであることがわからないとまずいことが過去多くありましたねと。そして、自分が自分であることを証明しないといけない。成りすましなんかの問題がこの間起きていましたけれども、オウム事件の問題なんかも。そういう意味で、我々

は単純に1つの同一の番号で全部を直ちにこれを連携させるのではなくて、そこを情報連携基盤というところで、ネットワークシステムという名前に変えましたが、そこでつけながら、くっつけるときはきちんと法律に基づいて、しかも第三者委員会が罰則を強化しながら厳しく見ていますよというのが、ある意味では一番重要なポイントなのではないかなと思っています。

そういう点で、もう既にデジタル社会であることはもうほぼ間違いない。そのデジタル社会の中で、いかに行政が責任を持ってというか、皆さん方から信頼されながら、きちんと管理していけるのかというのが一番大きい問題なのではないかな。最後は政府に対する信頼で、先ほどお話のございましたインフォームド・コンセントのことは本当に重要なポイントですが、これは、番号は悉皆性というか、全員が入っていないとまずいねということで、こういう対応をさせていただいて、もうどここの市町村は入っていませんよというのでは、これは抜けてしまうということで、これはこういう形でさせていただいて、自治事務ではなくて、法定受託事務としているということでございます。

もう1つは、小さな政府、大きな政府という議論があったのですが、私は、もう日本という国は1,000兆円近い借金を抱えてしまった以上、これをどう返していくのか、あるいは年々の歳出が、先ほど室長からあったように、もう本当に100兆円近く達している一方で、税収が40兆円そこそこと。もうこの状態を続けていくわけにいかないですから、そうすると、我々がこれから未来の子供たちに残してしまった、政治家の責任でもあるのだらうと思いますけれども、我々が福祉を充実させようとしても、実は財政再建を前面に出さない限り、ギリシャと同じような形で、我々の国が財政から、金融からおかしな状態になってしまう危険性を持っているので、ここはしっかりと我々が見ていく必要があります。大きな政府になったとしても、中福祉ぐらいしか私は残されている道はないのだらうと言いつけているわけでございます。ちょっと誤解がある表現だったかもしれませんが、それだけ社会保障を重視したいけれども、財政再建という問題もものすごく大きい課題としてあるのだよということは、ぜひ頭の中に入れておいていただきたいなと思います。

中村：冒頭のご説明でも申し上げましたけれども、番号制度はインフラで、社

会基盤でありますので、道路みたいなもので、どういう車を走らせるか、あるいは線路みたいなもので、どういう車両を走らせるかというのは、皆さんの使い方にかかわっていることであります。今日いろいろなご意見をいただきましたけれども、社会保障を充実強化するために使うような番号制度にしていきたいと思っておりますので、何分よろしくご理解のほどをお願いいたします。

田崎：パネリストの皆さん、どうもありがとうございました。

私の個人的な意見も交えながらになりますけれども、番号制度が入っていつて、どんな期待をするのか、あるいは今どんなふうな信頼をしているのか、それはもう本当に私と会場の皆さんとそれぞれに違って、個々人の中でも信頼の分量は、ある程度何か伸び縮みにしていくものだと思ったりするのです。ですから、そういったコンセンサスのありかあたりをきちんと見きわめて、ご意見に耳を傾けていただいて、疑問には答えていただきながら進むものであれば、インフラで、今、まさに道路であり、線路であるようなものだということです。これはもうできるものはできていくという中でしょうから、きちんとそういう疑問に答えながら進むものは進んでいくという形で、よりよい皆さんの理解の中で進んでいくような形を熱望したいなと思います。

本日はつたない進行で大変申しわけありませんでした。これでパネルディスカッションを閉じさせていただきたいと思います。では、司会のほうにお返しします。

司会：最後に、番号制度創設推進本部事務局長の峰崎直樹内閣官房参与から皆様にご挨拶を申し上げます。

## （6）閉会挨拶

峰崎：本日は、本当に長時間ありがとうございました。また、今日はパネリストの皆さん、本当に遠くからも来ていただき、また、司会をやっていただきました田崎さんも本当にありがとうございます。また、共催をしていただきました長崎県、あるいは長崎新聞社の皆様方に改めてお礼を申し上げたいと思います。

一言だけ、実は先ほど大橋先生からもお話がありましたように、自治体の皆さん方は、これから1,800近くある自治体がそれぞれどのように番号を入れてどうするか。今そういった点についてのトライアルを技術的な問題を含めて、どういうふうにして組んでいくのかという課題に取り組んでいるところでございます。また、いろいろ皆さん方に、今日も自治体の関係者の皆さん、たくさん来られているとよく存じているわけですが、そういうある意味では、マニュアルとかそういうところについても、今後いろいろな議論がされていくだろうと思うし、そのことに伴うコストの問題、これは先ほど申し上げたように国の事務ですから、国が財政的にも責任を持たなければいけないわけですから、そういった点を含めて、コストとベネフィットの問題も、今日は余り十分な議論ができませんでしたが、こういった点もしっかり我々はシステムをより強靱なものにすると同時に、しかも一方で、非常に使いやすい、しかもセキュリティにすぐれたものにしていくために、これからもまた頑張っていきたいなと思っております。

本日、こうして皆さん方からいろいろな角度からご審議いただいたことを改めて感謝申し上げます、主催者を代表しての御礼のご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

司会：それでは、パネリスト、コーディネーターの皆様方にはご降壇いただきます。ご参加の皆様、どうぞ拍手をお送りください。

また、本シンポジウムの模様は6月下旬の長崎新聞に掲載予定でございます。

以上をもちまして、本日のプログラムを終了とさせていただきます。皆様方には長時間にわたりご参加いただきましてありがとうございました。

なお、皆様のご意見や感想など、ぜひお配りいたしましたアンケート用紙にご記入をいただき、お帰りの際に出口の回収箱か、お近くのスタッフに参加プレートと一緒にお渡しください。

また、どうぞ皆様、お忘れ物などなさいませぬように、お気をつけてお帰りください。本日はご来場いただきまして、まことにありがとうございました。